

9月15日（第2日）

9月15日(木)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
9番	胡 子 雅 信	10番	林 久 光
11番	住 岡 淳 一	12番	山 根 啓 志
13番	登 地 靖 徳	14番	浜 西 金 満
15番	山 本 一 也	16番	新 家 勇 二
17番	山 木 信 勝	18番	扇 谷 照 義
20番	上 田 正		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
政策推進特命参事	河下 巖	市民生活部長	川寄 純司
福祉保健部長	徳永 信幸	産業部長	瀬戸本三郎
土木建築部長	石井 和夫	会計管理者	川尻 博文
教育次長	木戸佐夜子	消防長	岡野 数正
企業局長	今宮 正志	総務課長	浜村 晴司
財政課長	久保 和秀	企画振興課長	有馬 博之

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	報告第6号	専決処分の報告について（江田島市防災行政無線統合デジタル化整備事業（第1期）請負契約の変更について）
日程第3	報告第7号	平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第4	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第5	承認第4号	専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一

- 部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 5 号 専決処分の報告と承認について (江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議案第 5 8 号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例案について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 平成 2 3 年度江田島市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 平成 2 3 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 平成 2 3 年度江田島市介護保険 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 平成 2 3 年度江田島市介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度江田島市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度江田島市交通船事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 8 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度江田島市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

開会（開議） 午前10時00分

○議長（上田 正君） ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回江田島市議会定例会2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上田 正君） 日程第1、「一般質問」を行います。

その前にお願いを申し上げます。

類似した質問要旨は、議事進行の観点から質問者及び答弁者ともに重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、順次一般質問を行っていただきます。

2番、上松英邦議員。

○2番（上松英邦君） おはようございます。

傍聴者の皆様、朝早くから大変御苦労さまです。

2番議員、通告に従い、質問をさせていただきます。

初めての質問なので、少し緊張しておりますが、一生懸命質問させていただきますので、どうかよろしくお願いたします。

学校教育では、確かな学力、豊かな心、たくましい体力で、知・徳・体を柱に、学校経営目標を立てていますが、私たち大人や子どもたちも体力がなければ何もできないと思います。

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっています。

そこで、児童・生徒の運動能力不足、体力低下について質問させていただきます。

文部科学省の全国体力・運動能力・運動習慣調査の結果では、児童・生徒の運動能力、体力の低下が指摘されていますが、本市の児童・生徒の身体能力の現状と今後の対応についてお伺いたします。

一つ、児童・生徒の体力は全国・県平均と比較して、どのような実態であるか。

二つ、体力不足の原因と対策について。

三つ、児童・生徒の部活動への興味・関心について。

四つ、運動能力低下に対応する手段として、校庭を芝生化することについて。

以上、4項目についてお伺いたします。

よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 江田島市の児童・生徒の体力・運動能力についてのお尋ねでございます。

まず、第1点目としまして、全国及び県との比較でございます。

平成21年度、全国体力・運動能力、運動習慣等調査が小学校5年生、中学校2年生を対象といたしまして、全国悉皆調査が行われました。この結果では、体力・運動能力について江田島市は、広島県の平均を下回っております。全国と比較しても小学校5年生の女子を除き下回っております。

次に、体力不足の原因と対策についてでございます。

前述の全国調査におきまして、運動・スポーツに費やす時間が、広島県や全国に比べ顕著に少ないとの結果が出ており、運動不足が最大の原因として考えられます。

対策といたしましては、こうしたことを踏まえ、学校現場で運動・スポーツを充実させ、それぞれの弱点克服のため、特徴的な取り組みを進めております。具体的な例といたしましては、柔軟性向上のため学校独自の体操を考案したり、筋力を高めるために、雑巾がけで体力づくりとして取り組んだり、また、持久力をつけるために、休憩時間に全校でランニングをしたりするなど、多様な取り組みをしております。現在、徐々に成果が出てきているとの報告を受けておるところでございます。

次に、部活への興味・関心についてでございます。

中学校においては、運動部に所属する生徒の割合が、広島県や全国に比べ高く、運動について興味・関心があるといえます。しかしながら、少子化によりまして、運動部の活発な活動が厳しい状況となっていることも現実でございます。部活動の活性化と競技力向上の支援のため、対外試合等にスクールバスも活用しておるところでございます。

最後に、体力向上策といたしまして、校庭を芝生化することについてお答えいたします。

子どもが体を動かしたくなる気持ちを持つとともに、思い切って体を動かすことができるようにするためには、最も身近にある学校の運動場や校庭の芝生化は有効であると考えます。しかしながら、運動場を全面芝生にすると、芝生の養生と維持管理のため、運動面や学校運営で少なからず制約を受けるのも現実でございます。

全面芝生化することは、現状では難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 2番 上松議員。

○2番（上松英邦君） ありがとうございます。

まず、1つ目の項目から質問させていただきますけれど、体力テストはですね、8つの項目があるように聞いております。

握力、上体起こし、長坐、体前屈、反復横とび、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ボール投げですよね、それで、今の県平均とか全国平均で下回っているのが、かなりあると今お聞きしましたけど。まずですね、この体力テスト、小学校が9校ですか、中学校4校、全学年で実施しているのかと、それから体力テストの結果は、保護者にはどのような方法で知らしているのかをお答えください。

お願いします。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） まず、新体力テストと、1番新しいテストと申しますが、

この新体力テストは、全校で実施をしております。

また、保護者につきましては、学校の方から連絡をするというふうに子どもは把握をしております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 2番 上松議員。

○2番（上松英邦君） それでですね、体力テストはおそらく平日の日に行っていると思うんですよ。今調査をして、例えば、保護者の人に知らせるいうてもなかなか、おそらく保護者の人には自分の子どもが体力的にどの程度かというのは、表面的にはうちの子どもはちょっと運動が苦手じゃのとか、そういうことはわかると思うんですけど、多分8項目について、それが全国平均、県平均に比べて、うちの子はどんなどかというのは多分わかりにくいと思うんですよ。

そこで一つ僕が提案したいのですね。

その体力テストをですね、例えば、土曜日に実施してですね、おそらくそうなら、先生方もいろいろ人手が足りないと思うんで、例えば保護者とか、体育協会の体育指導員の方がおられますよね。そういう方に、タイムとか記録の計測なんかを手伝ってもらって、その場ですね、やっぱり保護者も一緒になって、自分の子どもが、例えば筋力弱いんじやのとか、ほかの反復横跳び、そういうのもちょっと弱いんじやのとかいうことがその場で分かったら、保護者の人と子どもが、ちょっとこういうところが弱いねということが分かったら、家庭に帰っても、そういう、どういんですか、こういうこととしましよねということがあると思うんですよ。

そのときにですね、例えば、学区の中学校の体育の先生がその場に来られて、握力が弱かったら、家に帰ったらペットボトルに水を入れて、こういうことしなさいよとか、そういう指導を全体が終わった後でもね、してもらったら、子どもと保護者の人は一緒になって、やっぱり体力に関することを考えると思うんですよね。

ひとつそういう方法もあると思うんですけど、教育長どう思われますか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） ただ今、議員さんの御提案もとてもだと思います。

やはりですね、これは新体力テストというのは実施するだけでは、やりっぱなしというのはダメなんで、後のですね、いわゆる検証に役立てにやいかんと、そして体力の向上のために役立てなくては意味がないと思いますけれども、結果につきましてはですね、二通りの方法でと言いますが、一つはですね、8項目のテストの結果を得点換算表で10点満点、ですから80点満点なんですね。それで自分がトータルして何点なんかと、全国との比較というのが、このトータルの比較で出ておるんですけどね。

もう一つは、レーザーキャッチャートと言いましてね、円の中に八角形を書いて、そして得点で線を引いて、面積を、ほいで自分がどこが劣っているかっていうのを、各個人でですね、それを把握をしているというふうに子どもは思ってるんです。

ただ、その現場に保護者の方がおられて、そしてわが子の活動状況を見るとね、非常に有効な方法だというふうに思いますとね、また各学校とも相談しながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 2番 上松議員。

○2番（上松英邦君） 今の一応そういうのも僕も体力診断プログラムみたいなのを作成してですね、そういうのをずっと小学1年生から中学3年生上がるまでに、そういうプログラムみたいなのを作成して、いつ自分がどういう体力で、こうなるとというのがわかるような、そういうプログラムをつくったらどうかと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に入らさせていただきます。

体力低下の原因はですね、二つの要因が考えられると思うんですが、近年の風潮としてですね、子どもの学力アップを重視するのに比べ、外遊びやスポーツの重要性を軽視する傾向にあると思います。

もう一つは、生活の利便性とか生活環境の変化で、日常生活の中で自然に体を動かすことが少なくなったことにあると思います。

具体的には、学校から帰ったらすぐ塾に行ったり、ゲームをしたりして、外で遊ぶ時間がない。

二つ目は、もう空き地とか公園とかですね、子どもが手軽に遊べるような場所が少なくなった。僕らが小さい時は家へ帰ったらカバンをほっくり投げてから、川や山の方に遊びに行きましたけども、なかなかそういう場所もないということ。

三つ目としては、少子化によってですね、子ども同士の人間が少なくなって、遊び仲間の減少があると思います。

四つ目は、発達段階に応じて、指導できる指導者の方も少なくなったということと、先生方については、失礼なんですが、先生方の経験不足や専任の体育の教科の先生が少ないなどによって、楽しく運動をすることができるような工夫がなかなか不十分だというように考えられますが、そこで、先ほど教育長が言われましたけど、どうしても、家庭よりは学校における時間が、子どもたちは長いと思うんですよ。

そこで、各学校はいろいろな取り組みをしていると思うんですが、例えば、ミカンマラソンなんかじゃったら、大古小学校はおそらく学校行事でしてると思うんですよ。一つのやっぱりそういう目標があったらですね、子どもというのは、どういうんか、ただ普通にランニングせえいうよりは、目標があったら全然違うと思うんですよね。

そこで、僕なりにいろんなことをちょっと考えてみたんですけど、例えば、朝ですね、体育朝会というのがあるんじゃないと思うんですが、朝の20分間時間があったら、サッカーするとかバスケットするとか縄跳びしたりとか鬼ごっこするとか、もう自然にそうやって体を動かせるような、そういうスケジュールが組めるんじゃないですかね、そういうのもいいかなと思いますし、それとあと例えば1周が100メートルのグラウンドとしますよね。それか50メートルの直線のソールを引いて、子どもらに休み時間や朝来たときでもいいですから、そこを走って、100メートルのグラウンドを10周したら1キロになるわけですから、それを江田島市内の地図をつくって、僕切串ですが、切串から、きょうは3キログラウンド走ったよゆうたら、3キロ線を引き、きょうは小用の方まで行ったよとか、それを江田島一周するような感じで、子どもというのはゲーム感覚

で、すごくそういうのが伸びると思うんですね、運動するにしても。だから江田島1周が終わったら、今度は広島から大阪とか、広島から東京とか、いろんなそういうようなのやっていったら、わりかし子どもは、そういうことは調子に乗ってからやると思うんですね。

そういうのも一つの方法だと思いますし、あと僕がどうしても気になるのは、小学校が、特に小学校なんですけど、どうしても体育を教えるときは、担任の先生が一応全科目教えますよね。

そうなったときに、どうしても女性の方とか年配になったらですね、体を動かすのが多分しんどくなって、口だけでああせえこうせえと言うようになると思うんですよ。子どもいうのは、先生と一緒に飛んだり跳ねたりすることによって、やっぱり意欲が沸いてきたりすると思うんですが、例えば、学校によっていろいろあると思うんですけど、女性の先生が体育の指導ができないときは、学校の男子の先生が指導するものか、それから、体育の専科みたいな先生がおられるものか、ちょっとその辺をお聞きいたします。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 本当にいい提案いただきまして、ありがさうございます。

今の提案の、ちょっと補足をするんですけれども、例えばある小学校で、先ほど私答弁で申し上げましたが、雑巾がけで体力づくりで往復したら距離がわかりますので、往復するとシールを張っていく。それでなんぼで僕は今福山ですとかいって、各教室に表をつくっている。あるいはある学校では、独自のカープ体操なるものをつくって、うちの学校は柔軟性に問題があると、課題があるということで、その柔軟性を取り入れたような体操をつくって効果を上げたというような事例もございます。

また、各学校創意工夫につきましてはですね、今の議員さんの御提案のことも、また伝えたいというふうに思います。

次に、指導者の問題ですけれども、これは現在ですね、本市では小学校体育専科は特には配置してございません。

ただ、女性の先生方で妊娠をされている先生の場合には、その体育実技の補助員がつくというふうな制度になっておりますので、その健康面はいいんですけれども、また今のような心配なところにつきましては、お互いに補完をしあいながら、みんなそれぞれ年をとって行って、若い時はみんな元気いいんですけれども、年をとるとやっぱりですね、口はたつようになるんですが、体が動かなくなるということで、お互いが補完しながらですね、各学校で指導をしているというふうに私ども伺っております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 2番 上松議員。

○2番（上松英邦君） どういうんですか、体育の専科は、昔は多分おったような気がするんですけど、小学校なんかでもですね。中学校は体育の専門職の先生がおられるといいと思うんですけど、ぜひ、江田島市ですね、各町に1人ぐらいずつ、そういう体育の専科の先生がおられたら、子どもたちも、その専科の先生と一緒に飛んだり跳ねたりすることによって、体力アップにつながると思います。

それか、また例えば、学区内の中学校の体育の先生が小学校に行って、月に1回ぐ

らい指導するとかいうのも一つのアイデアにもなると思いますし、それがまた、その小学校の子どもがその中学校にあがるんじゃないと、先生とのコミュニケーションになると思いますので、どうかその辺を検討してみてください。

それでは、続いて3つ目の質問なんですが、子どもたちの部活動への興味・関心についてですが、ほとんど小学校というのは今部活というのは、あまりないと思うんですけど、昔は、何か木曜日の昼から、体育の部活みたいななんかあったような気がするんですけど、今小学校については、そういう学校で、放課後、部活動みたいな、そういうことをやってはいるんですか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 整理上ですね、中学校は部活動ということですが、小学校はクラブ活動という名前なんですね。

クラブ活動は実際にやっております。

○議長（上田 正君） 2番 上松議員。

○2番（上松英邦君） それで昔は小学校というたらスポーツ少年団が盛んにありましたよね。おそらく今は、昔は各小学校にソフトボールのクラブとかサッカーのクラブがありましたけど、今ほとんど江田島市内には、もうなくなって、あっても、あちこちから寄せ集めみたいな感じだと思うんですよね。女子のバレーについても、おそらく、少年団みたいな活動はほとんどがないと思うんですよ。

入っている子どもは、どうしても運動するから、体力向上になるし、入っていない子は、どうしても体力の低下にはなると思うんですけど、そこで、例えば、中学校のクラブについてなんですけど、競技の成績を上げるのはもちろんじゃろう思うんですけど、生徒と顧問のかかわりですよ、例えば信頼関係、やっぱり、そういうのにも大きく影響してくると思うんですよ、クラブ活動入る入らんはですね。やっぱり生徒から見たら、先生の存在というのは、生き方とか考え方とかを学び、尊敬される存在じゃなければいけないと思うんですよ。それとか相談相手になるような、そういう先生にやっぱり顧問として、クラブ活動いのか部活動を見てほしいというんがあるんですけど、それで、入部しても、何かすぐ退部するような子どももおると聞いてるんですけど、その辺のことは把握はされておられますか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 先ほどの議員さんの説明でですね、クラブ活動への関心についての御質問がございましたが、その答弁の中で、興味・関心は高うございますと言ったんですけども、これは確かに、全国県平均は大体82%ほど、中学校の男子では加入率なんですけど、江田島市の場合、加入率は91%ございます。

それをもってして興味・関心があるんだろうという推測で、私お答えしたんですけども、興味・関心があるから入っているなというふうに思っております。

それなのに、それだけ関心があるのに、なぜ部活動が困難なんかと、困難という答弁をさしていただきましたが、やはり少子化でですね、チームゲームが、どうしても、先ほどおっしゃいましたバレーとかサッカーとかですね、いわゆるチームゲームが段々と衰退してきたというふうに思います。

そして、チームゲームのお互いが助け合うという人生の縮図だというような言い方されますが、個人競技に比べて、わりと面白いですね球技というのは。

個人競技というのは、強い子は本当に興味を持ってやりますが、そうじゃない子は、ちょっとやっぱり興味を失ってしまう、モチベーションが下がってしまうというので、クラブに参加しないという例が多いんですけども。

実際に御質問のクラブをやめるということですね。初めはそれだけ入るんですが、やめてはないんですが、入部をしますけれども、実際に活動に出てこない生徒がかなりいるということは伺っております。

○議長（上田 正君） 2番 上松議員。

○2番（上松英邦君） それとですね、あと、どうしても顧問の先生も、バレーとかサッカーとか、いろいろなクラブに顧問としてつくわけですが、どうしても専門的な分野じゃない先生方もおられるわけで、そうした場合、例えば、地域でソフトとか、野球にしても、バレーにしても、外部の方でそうした活躍される方がおられると思うので、そういう外部の方に来てもらうて、コーチしてもらおうとかいうような制度は取り扱っているんですかね今。

どんな状況か教えてください。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） これは県の方からも県教委の方からもですね、外部指導者の招聘事業というのがございまして、いわゆる議員おっしゃるとおり、学校の中に、採用のときに部活動ができるという条件ないものですから、たまたま熱心な先生、得意な先生とめぐり合うとですね、それは、運の問題になるんですけども、制度としては、そこはないものですから、それを補完するために、県教委の方も私どもの方も、外部指導者の活用事業というのを取り入れてございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 2番 上松議員。

○2番（上松英邦君） ぜひですね、やっぱりそういう方がこの地域にもおられると思うので、そういうのをどんどん活用していってほしいと思います。

それでは、最後の4つ目の質問に入せさせていただきます。

どうしても芝生というたらですね、僕たち、日本人はすぐ思うのは、例えば、芝生そのものに費用がかかるという思い込みがあったりですね、ほいで世話や維持管理が大変というイメージがどうしてもあります。

それを、すごく美しく手入れされた日本庭園みたいなところは、芝生に入ったらいけんよ、とにかく芝生に入ったらいけんいう立て看板が、どこへ行っても多くあると思うんですが。それとか汗と土にまみれてスポーツすることが美しいという感覚もあるし、大半の日本人が土の運動場で過ごして、芝生の上でスポーツする実感がないというのが多分皆さん共通した意見じゃろうと思うんですよね。

そこで、もし、芝生にしたら、すごくいいこともたくさんあると思うんですよ。

僕ら小さいときでも、こうねっ転がって、こう青空でも見たらですね、気持ちもリフレッシュして、すごくいい気持ちになったのも、僕ら小さい時を思い出すわけですが、

芝生のいいところ、メリットとしてはですね、一つは体力アップにとにかくつながると思うんですよ。芝生化することで、転んでも痛くないので、転ぶことを恐れずに走り回るなどの活発な運動がふえるということ。

二つ目として、外遊びが好きになると思うんですよ。芝生の上はみんな気持ちよく遊べるため、集団で外遊びをする子どもがふえると思います。

三つ目が、ストレスがすごく少なくなると、思い切り走ることによって、ストレスを発散でき、緑の芝生が目にはやさしいことから、精神的にも安定して、おそらく、多分いじめとか何かも、因果関係はわかりませんが、多分そんなも少なくなってくるんじゃないかと思います。

四つ目としたら、よく寝ると思うんですよ。運動量がふえることで、よく食べてよく寝るなどして生活習慣も改善される。すごくいいことだと思います。

あとは砂ぼこりが出るとか、地面の温度の上昇とか、景観の美化とか、それで、大事なのが地域のコミュニティの場としてでもね、芝生があつたら非常にいいんじゃないかと思います。

この前の8月の江田島の自衛隊のサマーフェスタですよね。結局あれは芝生の上でするから、ああいうことができると思うんですよ。もしあれが土のグラウンドじゃつたらですね、盆踊りしたりしても、砂埃になって、見よる人も、その周りには、とてもおられんと思うんですよ。芝生にすることによって、そういうみんなが集まってくるいう、すごくいい効果があると思います。

そこで、いろいろ経費かかるとか、いろいろさっき教育長が言われましたけど、今ですね、いろいろマスコミで注目されております鳥取方式というのがあつたと思うんですけど、ちょっと鳥取方式、もしわかるようでしたら、ちょっと説明お願いいたします。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） これはですね、芝は私どもは、議員がおっしゃいますように、非常に経費がかかって養生が期間があつて、非常に支障をきたすんだというイメージでございました。

ただ、たしかに、鳥取方式というのが考案されて、非常に安価でできるような方式があるんだというところまでは知つとるんですけど、具体的に、私どもの方で研究してみたいと思うんですけれどもね。具体的なことは、まだ十分把握をしておりません。

○議長（上田 正君） 2番 上松議員。

○2番（上松英邦君） ちょっと僕が簡単に調べたことがあるんで、ちょっと言わせてもらいますけど、ニュージーランドから来られたニール・スミスさんという方がおられるんですが、その方が、この鳥取方式はですね、芝生に成長が早く、丈夫なティフトン芝いうんですかね、パーミュダグラスの芝をポットの中で育て、50センチメートル間隔で1平方メートル当たり4株ほどバラに植えて水やりを続けると、約三、四カ月で芝生化ができるそうです。大体6月ごろになんか植えるのがいいみたいです。1平方メートル当たりの施工費用は、従来のマット状の芝を引きつめる方法は5,000円から1万円ほどかかるのに対して、この鳥取方式は100円程度で済むと。また除草剤や農薬を一切使用しないので環境上も非常に安心だとか言われております。

この芝生の植えつけとか管理は、子どもたちとか先生とか保護者とか地域のボランティアの方を募ってやっていっているところが多いと聞いております。

そこで、一応いろいろ調べてですね、中国新聞にちょっと載っていたのを読ませてもらいますけど、広島でもですね、北広島町の豊平、豊平地区がありますよね、どんぐり村、総合型スポーツの、あそこの豊平西小学校の場合は、苗代など初期費用は5万円で、維持管理では、草抜きをせず、芝を刈るだけ。水やりも2年目以降はしなかったという記事が載ってます。

広島県全体ではですね、まだ5%程度の芝生化らしいです。

それから近隣をちょっと調べてみましたらですね、呉市ですよ、呉市が2校ほど今実験的にしてるそうです。

これは今年の6月1日の中国新聞なんですが、ちょっと読ませてもらいますね。

呉市教育委員会は、6月4日から呉市三条の両城小学校で、市内2校目となる小学校の校庭芝生化に取り組む。1校目と違う種類の芝を植えて、維持費などを検討し、市内の全小学校を芝生化するかどうか判断する。両城小学校では、900平米の校庭に児童やPTA、住民がティファトン芝、これが多分鳥取方式だと思うんですが、芝生化した校庭は、養生が終わる8月から使える。6月から植えても8月から使えるということですね。事業費は約170万円で、水やりや芝刈りなどの管理は8月末まで業者に委託し、9月から教職員や児童が補う。ほいで、市教委は、2009年、児童の運動不足解消やけが防止を目的に、市内の小学校での芝生化事業を始めた。モデル校第1号がですね、呉市の警固屋小学校ですね。あそこが第1号でやっと思いたいです。約1,000平米に、それは野芝ですから、またこれ種類が違うと思うんですが、野芝を植えた校庭で遊ぶ児童がふえたほか、日差しの照り返しや砂ぼこりが減る効果も出た。一方で、水道料金などの維持管理費が年間約100万円かかるほか、芝刈りや散水など、動力の負担が大きく、芝の養生中は校庭が使えないといった課題も浮き彫りになっている。市教委は、2校の維持費や使いやすさを比べ、芝生化の効果と課題を検証したいとしている。

両城小学校はたぶん鳥取方式にして、警固屋小学校は普通の芝を植えて、その2校で実験的にして、それで、両城小学校の鳥取芝というのがえかったら全部広げましょういう呉市で取り組みしているみたいなんで、近くですから、なかなかこの芝生化を検討するいうたらなかなか難しいと思うんですが、ひとつ研究してもらって、今後にどういふんか芝生化に向けてすぐにはならないと思いますが、やっぱり子どもが元気でおるのが江田島のやっぱりひとつの活性化と思うんですよ。

子どもが元気に飛び回ったりして、例えば、中学校でもクラブ活動してそれが県大会で優勝したり全国大会で優勝したら、やっぱりそれがみんながこう活力になると思うんですよ。

そのために今の芝生化は、豊平のどんぐり村は、総合型スポーツがかかわってますけど、江田島にも立派なeスポーツがありますよね。それも絡めてですね、ひとつ研究してもらいたいんですけど、最後にそのへんのことをお伺いします。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） ありがとうございます。

この芝生化につきましては、例えば、江田島小学校には、ちょっとした天然芝のスペースがございます。校長さんに伺いますと、非常に評判がいいんだそうですよ。子どもたちがごろごろごろごろして遊ぶんだと。

全面芝にするといろんな課題が出て、芝生がゼロになるんですけれども、一つの方法としましては、今の鳥取方式、私ども十分研究してまいります、全面でなくて、いわゆるスペースをつくると、でないと、学校行事などでよく校庭が駐車場になったりするんですよ。ああいった面で学校運営上支障をきたすというのは、そういったことなんです、そういう弊害を考えると、どうもスペースの方で、どうなんか、あるいは鳥取方式なんか従来なのか、あるいは天然芝がいいのか、そこらまたですね、十分私ども検討いたしまして、私自身といたしましても、前回の市議会でも芝生のこと出てましたけれども、とにかく、スペース、あるいは全面問わず、そっちの方向に研究をしてまいりたいというふうに思います。

また、そのときはひとつよろしくお願ひしたいと思ひますし、また体力づくりにつきましては、これは学校のいるときは学校でいろいろな工夫をやっています。ただ体力というのは、学校教育基本法の13条でございますように、学校・家庭・地域が連携・協力ということで、子どもたちを育てていきませんと、体力というのはやはり向上しないというふうに思ひます。

そういったことで、特に地域の子どもたちにですね、寄り添っておられる上松議員さん、またそういった方々がたくさん連携の輪を広げてですね、学校と家庭と、また地域と協力して、子どもたちを、元気な子どもたちを育成してまいりたいというふうに思ひます。

よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○議長（上田 正君） 2番 上松議員。

○2番（上松英邦君） 心豊かな子どもとか、いろいろなことがありますけど、どうしても学力とか道徳の方には目は向くんですが、どうしても体力のほうはおろそかになると思ひます。

3本柱があつて、やっぱり3本柱がいっしょになつてから育てていったら、すばらしい子どもができると思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございます。

○議長（上田 正君） 以上で、2番 上松議員の一般質問を終わります。

引き続き、1番 浜先秀二議員。

○1番（浜先秀二君） 早朝より傍聴ありがとうございます。

1番議員の浜先でございます。

最後の質問者となりましたけども、通告により何点か質問させていただきます。

初めての質問ということで不慣れであり、大変緊張しておりますので、的外れな質問などするかもしれませんが、何とぞ寛大な答弁をいただきますようお願いいたします。

質問に入ります前に、先日の沖元議員さんの挨拶もありましたけども、東日本大震災から早くも半年が過ぎましたけれども、御承知のとおり、復興にはまだほど遠い状況

であります。

被災された方々に対しましては、心よりお見舞いを申しあげますとともに、1日も早い復興を願うばかりであります。

特に今回の事故は、地震・津波に加えまして、原発問題もいまだに解決しておらず、仮に終息したとしても今後何年かにもわたるであろう放射能汚染による社会的、経済的な影響はいかばかりかと心配しております。

先日、我々江田島市議会も現地に入り、被災の状況を確認させていただきまして、その惨状に改めて災害の恐ろしさと自然に対する人間の無力さを感じさせられたところでもあります。

そうしたなか、我が江田島市から貸し出しておりますドリームのうみの災害支援船としての活躍する姿を見ることもでき、誇らしくもあり、少しだけ明るい気持ちになることができました。

このことは、テレビ報道でも大きく取り上げられ、江田島市のみならず、広島県の知名度を高めるかなりの宣伝効果もあったのではと、とてもうれしく思っております。

そこで質問に入りたいと思います。

まず、そのドリームのうみの今後の処分についての質問でございます。

この件につきましては、御承知のとおり、貸出先の大島汽船より期限延長の要望があり、先日の全員協議会でも協議され、また、昨日、胡子議員も質問されましたので、重複するところもあると思いますが、先に通告しておりましたので、この際質問させていただきます。

ドリームのうみの貸し出し期限の延長につきましては、私としては宣伝効果もあり、復興支援の目的上からも何ら異論はございませんが、心配されるのは、先日、現地において現状を見させていただいたところ、船体や外板も岸壁などに当たり、かなり傷んでおりましたし、船底部分などの見えない部分も海中のがれきや残材等によりかなり損傷しておることが予測されます。

大島汽船側が負担するにしても、返船して売却するために回航費も含めてかなりの修繕費と費用が必要かと思えます。また、大島汽船では既に新造船も計画されておると聞いておりますけども、その契約期間が終了し、返却される場合の処理について、どのように考えておられるか、お伺いいたします。

次に、2点目として、本年度より権限移譲により、江田島市の管理になりました港湾の管理についてでございますが、小規模な補修程度の工事の場合は、支給される管理費の範囲でまかなえると思えますけども、防波堤の中には設置後かなり数十年も、50年程度と思えますが、経過して老朽化しているところがありまして、早期の修繕も望まれております。

このような大規模な改修が必要になった場合の市としての対応を、また県・国などの要望につきまして、どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

また、港内の埋立地前面に、栈橋の設置などで設計上使いにくいなどの理由により、現在、漁業用用地としてあまり使用していない土地の有効利用について何か考えておられるか、お伺いいたします。

続きまして、港内には、漁船以外の所有者不明船がかなりあり、中には既に沈没した状態で放置されておる船もあります。数は次第に増加している状況であります。海上保安部などの指導も行われてはおりますが、所有者の特定が困難で、勝手にこちらが処分するわけにもいかず、処理に苦慮しているところでございます。

市として、対応状況と今後の管理方法などについて考えておられるか、お伺いいたします。

続きまして、新庁舎の建設についてでございます。

この件も昨日の片平議員の質問と重なるわけですが、合併特例債の期限が迫っておる現在、新庁舎の建設について協議がなされており、市長も大変どちらにするかということで頭を悩まされていることとは思いますが、建設費用に例え特例債を使えたとしても、建設には実質約13億円もの市の持ち出しが必要となります。人口の減少が進む中、以後30年間にわたり償還することとなります。

また、建設候補地の飛渡瀬・江南地区から遠い地区には高齢者もかなり多く、どうしても支所が不可欠で、各支所の耐震補強やアクセス機能の充実を考えた場合、そちらの予算も考慮しなくてはなりません。

市民サービスの充実を基本に考えた場合に、それらの費用に見合うだけの効果が得られるものか、市長の見解をお伺いいたします。

その新庁舎についての2番目でございますが、もし、新庁舎を建設するとしたとき、確かに合併特例債を利用できる今を逃しては建てる機会はないと思います。しかし、合併特例債使用期限の延長がもしなかった場合、今のスケジュールでは本年中には結論を出す必要があり、住民への説明期間があまりにも短く、本当に理解が得られるものかを疑問を感じております。

現在、住民代表への説明会なども開かれておるようですが、市の考えといたしましては、建設と非建設のどちらの意識をもって説明に当たっておられるのか。また、できれば住民の賛否を問うアンケートなどの実施も必要などは考えますが、今後の説明の方法と広報の仕方について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

続いて、補助の件でございますが、前処理施設の補助の減額の例のように、震災復興財源の確保による財源不足や、合併特例債使用の集中などにより、予定していた補助額の減額がされること自体も考えられます。

その場合の対応策について何か考えとられているのか、お伺いいたします。

続きまして、防犯外灯のLED化ということで、防犯外灯のLED化につきましては、呉市をはじめ、近隣市町でも、省エネやCO2の削減など環境問題として取り組まれており、呉市では既に2年間ですべて交換することが決まっております。

わが市も進めていくべきと考えますが、江田島市のこれまでの取り組みと今後の交換計画について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

続きまして、水産振興策についてでございますが、カキ養殖業は江田島市の水産主要魚種であり、全国第2位の生産量を誇っております。年々悪化する漁場環境に苦しみながら必死に取り組んでおるところでございます。

江田島市では、平成21年、22年にかけて、カキ養殖環境調査費として約800

万の予算を立てていただき、たいへんありがたく思っており、江田島市水産物販売協議会を事務局といたしまして、若手カキ業者を中心に、漁場の環境調査を行い、有効なデータを得ることができております。

しかしながら、まだまださらなる改善の可能性は残されており、今回のデータを今後に生かしていくためにも、調査の継続が必要と考えております。

本年度は残念ながら予算化されておりましたが、調査の継続について、市長の所見をお伺いいたします。

続きまして、県立大柿高校の存続についてということで、現在、江田島市内でただ1校となりました県立大柿高校の存続を望む声が、OBをはじめ地元住民より上がっております。

学校に確認しましたところ、現在の生徒数は1年生が定員40名に対し25名、2年生が定員80名に対し39名、3年生が定員80名に対し41名ということで、全校定数生徒が200名に対し105名、約半数の2分の1の生徒数となっております。そのうち約3分の1程度の生徒が呉などの島外から通っている生徒ということでございまして、島以外のところからも来ていただいとるようですが、どうにか最後のとりである大柿高校を残して、少しでも人口の流出を防ぐべきと考えますが、通学費や学費の助成など、市の援助策がないものか、お伺いいたします。

最後になりますが、住宅改修補助事業でございます。

本年度は既に募集を締め切ったということでございますけども、大変有効な産業活性化事業として、大好評と聞いております。しかし、この事業は3年間という期限つきで、来年度がその期限となっていると聞いております。

地元産業の活性化を図るためにも、こうした即効性のある事業の継続は、今後も必要と思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

以上、数が多くて申しわけないんですが、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） おはようございます。

昨日に引き続いての定例会2日目の会議でございますが、大変御苦労さまでございます。また、市民の皆さんには、早朝から傍聴においでいただきまして、大変ありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

それでは、浜先議員の質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目の災害支援船の処遇についての御質問でございますが、昨日も一般質問、またその前、いろいろこのことについて協議をされとるんで、昨日と同じような答弁になろうかと思っておりますけれども、通告が出ておりますので、質問されておりますので、お答えいたします。

現在、本市所有のフェリードリームのうみを無償貸与する期間は、平成23年4月15日から10月15日までの6カ月となっております。しかし、9月1日に気仙沼市の大島汽船株式会社の社長から、本市に対しまして、貸与期間延長の申し出がありました。

本市といたしましては、大島汽船の申し出を受け入れ、貸与の条件は変更せずに、

本市所有のフェリードリームのうみの無償貸与期間を平成24年3月15日までの5か月間延長し、引き続き、気仙沼市大島地区の災害復旧・復興のために、支援・協力したいと考えております。

契約期間が終了し、返却される場合の処理については、大島汽船株式会社との契約によりまして、船体の補修、江田島市までの回航は船主側で責任を持って行うという契約になっておりますので、そのとおりに実行さしていただきたいというように思います。

次に、2の権限移譲後の港湾管理について、お答えいたします。

まず、防波堤等老朽化による大規模改修の対応については、移譲を受けた港湾、それから漁港については、移譲前に県が施設を点検し、補修等が必要な箇所の整備をしたうえで移譲を受けております。このため、今後数年間は、大規模な修繕等は発生しないと考えております。

ただ、将来、大規模な改修が必要なる場合とか、または台風とかそういった大きい災害で、大規模な改修などが必要になる場合があります。そのときには、従来どおりと同じように、国の補助事業、または各種の支援制度を積極的に活用しまして対応したいと思っております。

なお、長期的な維持管理につきましては、定期的な点検を通して、構造物の機能低下を事前に防止する「予防保全」の考えを取り入れた維持管理を行い、費用の平準化やコストの縮減を図ってまいりたいというように思います。

続いて、港湾埋立地の有効利用については、権限移譲を受けた港湾、それから漁港には、緑地や漁業者が使用する野積場等が整備されており、これらの利用については、市が主体的に利用方法等を決定できるようになりました。

一部の埋立地については、漁業形態の変化に伴い、漁業用としての利用が減少しており、市といたしましても地域の活性化に向けて有効利用を図っていきたいと考えております。

現在、一部の港湾では利活用検討を行っているところでございますが、具体化には至っておりません。漁業者や地元の理解を得ながら進めていきたいというように考えております。

続いて、所有者不明船舶の処理については、平成23年度予算においても、港湾・漁港での所有者不明船の処理経費を計上しているところでございます。

現在、状況把握のため現地調査を進めており、今後は、調査結果を受けて、必要により、法令に基づいた手続を進めていくこととしております。

実施にあたっては、漁協及び関係機関と連携を取りながら緊急性等による対策順位を設定しまして、優先順位の高い箇所から取り組んでいきたいと考えております。

次に、新庁舎の建設についてでございますが、まず1点目の地区住民に身近な支所機能の充実をはかる方法がベターではないかという御質問でございますが、江田島市新庁舎の建設についての案で公表してまいっているとおり、基礎生活圏における公共公益機能、つまり支所機能については維持していききたいと考えております。

耐震性にすぐれた既存施設の有効活用を図り、充実に努めていきたいと思っております。

また、新庁舎建設にあたって、費用に見合うだけの効果がどの程度得られるか、という御質問でございますが、現庁舎は、防災拠点施設としての不安があることや、庁舎間での移動が非常に非効率になっているなど、さまざまな課題が生じているところでございます。部分的な改築や耐震補強など、応急的な対応では、根本的な解決にはならないと考えております。

新庁舎を建設した場合には、防災拠点機能の充実化や行政機能の集約化による行政効率の向上、それから都市機能の集積化などの効果が期待できると思っております。

次に、2点目の市民への説明及び広報については、建設または非建設、どちらの立場で説明に臨むのかということですが、どちらの立場でもなく、これまでに策定された「新市建設計画」や「江田島市総合計画」の経緯を忠実に踏まえた内容での説明を行っております。

新庁舎を建設するかどうかについては、市議会や市民の皆さんと幅広く意見交換を行い、総合的に判断していきたいと考えております。

具体的な説明の方法につきましては、9月上旬から10月中旬にかけて、各種団体や自治会の会合を通じて、広く説明を行うとともに、市の広報紙やホームページにも掲載していきます。また、これに並行して市民の皆さんからの意見も募集していきたいというように思っております。

3点目の震災復興財源の確保による財源不足等への懸念については、合併特例債は、旧市町村の合併の特例に関する法律第11条の2に規定された地方債であり、法制化されたものであります。また、合併特例債は、国と合併市町村との重要な約束の一つと認識しており、減額されるべきものではないと考えております。議員御指摘のように、東日本大震災に伴い、国の財源不足が懸念される所ですが、引き続き、国の動向を見極めていくとともに、必要に応じて関係機関へ働きかけてまいります。

次に、本市の防犯外灯のLED化について、お答えいたしたいと思っております。

本市の防犯外灯は、現在、4,900灯ほど設置しております。そのうち、蛍光灯が91%の4,450灯、続いて水銀灯が8%の380灯、それからLED灯は1.4%の70灯です。

年間の維持費は、電気使用料として1,884万円、蛍光管等の交換、それから外灯のポールの腐食による建替え等修繕料が672万円、あわせて、維持管理費が2,556万円を今年度予算に計上しております。

LED化については、昨年度から取り組んでおりますけれども、今年度は、広島県省エネグリーン化支援事業補助金を活用して、500灯の整備を計画しております。これにより、今年度末には、全体の12%、570灯となります。

議員御指摘のとおり、LED化を推進することにより消費電力を初め、CO₂、温室効果ガスの年間排出量は、現状と比較して約70%を削減することができます。

また、LED灯は長寿命であり、電気使用料や蛍光管の交換及び修繕料など維持管理費は年間約35%削減することができます。

来年度以降についても、国・県の補助金等を活用して計画的に整備を行い、安全で地球に優しい、環境に配慮したまちづくりを推進するよう考えております。

次に、5番目の水産振興策についての質問にお答えいたします。

本市の水産業は御承知のとおり、地域社会の産業として、重要な位置を占めております。

しかし、現在、水産業を取り巻く状況は、多くの課題を抱えており、非常に厳しくなっております。

市といたしましても、このような課題を克服し「元気な水産業」の実現に向け、水産動物放流事業・地先定着魚種調査事業・カキ育成環境調査等に対する各種補助金事業、アサリ調査事業委託等の水産振興施策を展開しております。

そのうち、カキ育成環境調査につきましては、平成21年度から平成22年度にかけてまして、カキ生産者等の若手で組織する江田島市水産物等販売協議会が事業主体となっており、市並びに県は全面的にバックアップをしております。

この調査の目的は、過剰な投資を極力抑えるために適正な養殖量を図るもので、実証実験の成果としては、「夏場の斃死を抑えつつ、養殖量を減らせることができれば、大型個体比率を増加させることができる」という結果でありました。

また、漁協・生産者等を対象に行った、調査結果の報告会において、引き続き、「より詳細な調査を行い、情報提供をしてほしい」との意見もあり、今後、本市としても、継続調査等の必要性・手法等を県機関等と協議し、補助金等、支援の継続を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、6番目の大柿高校存続に対する市の対応策についてのお尋ねでございます。

御承知のように、全日制普通科の高校は、江田島市内には大柿高校のみとなりました。現在5学級108名の生徒が、大柿高校に通っており、そのうち100名は市内の生徒です。入学者数も減少を続け、今年度1年生は、1学級26名となっております。大柿高校存続のためには、入学者の減少に歯止めをかけることが必要であると考えております。

対策としては、大柿高校の活性化や魅力ある学校づくりを進め、また、中高の連携の充実を図ることを目的として平成22年度より大柿高校活性化事業を立ち上げ、教育活動を支援する取り組みを行っています。

また、新たな支援策として、市内の遠距離通学者へバス通学経費を補助することを現在検討しております。

次に、住宅改修工事補助事業制度について、お答えいたします。

本補助制度は、市民が安心して住み続けられる住まいづくりに資するとともに、市内の住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図るために、市内の住宅等の改修工事に補助金を交付する制度で、平成22年10月から運用しております。平成22年度と平成23年度において、補正を含め3,200万円の事業費で実施いたしました。

補助者へのアンケートでは、この制度が呼び水となって発注されたものや増額されたものがあるとの回答を得ておりますので、大きな経済効果があったと考えております。

この制度は、平成22年度から平成24年度までの3年間の経済対策として予定しておりますので、運用方法などの改善点を整理し、来年度予算に提案してまいりたいと考えております。

また、事業の継続につきましては、3年間の事業効果を整理するとともに、アンケートなどによりニーズの把握に努め、事業の必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） 丁寧な御答弁大変ありがとうございます。

何点か再質問をさせていただきたいと思います。

ドリームのうみについてでございますけども、大変心配しとるのは、きちんと貸し出す前の状態に直して返ってくるのかということなんですが、その確認については、どのような方法でどういうふうにご検討されているかお願いいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 昨日もちょっと申し上げましたけれども、傭船契約に基づいて言えば、傭船者が現状でもって返船しなければならないという条項がございます。それに基づいて、私も直接社長の方にも確認をいたしました。現状に復して、責任をもって返船するというお約束をいただいております。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） 確認については、現地へ出向されるわけですかね。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 今の基本の考え方は、返却をされた後チェックをするというふうにご検討しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） 返ってきたらまた浄化して、下をまた確認したり、作業があるということですかね。こちらの方で。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） チェックをする、必要によっては浄化をする場合もあるというふうにご検討しております。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） はい、わかりました。

1番思うのが、こちらへ持って帰るにしても、かなりの回航費とか費用がかかるわけですが、現地で買い取っていただくような交渉とかいうのは難しいのでしょうか。

それはやる気あるかどうかということなんですが。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） どういうんですか、正直申し上げてうちの事情は、つぶさに大島汽船サイドは承知しております、このドリームのうみが本年度売船の予定の船だということも御承知をいただいております。

これ私のほうから言っているのかわかりませんが、私は交通船事業サイドとして、要するに、災害支援のフェリーでありますけれども、大島汽船の方で必要、傭船後必要があって、売船する気はないのかという直接社長に尋ねました。その答えは、要するに

今のドリームのうみは今の大島汽船の航路においてはもったいないという表現です。要するに、浜先議員も御承知かと思いますが、2機2軸で、非常に燃費がかさむ。7キロ程度の航路で、20分程度の航路にはもったいないという表現で、今のところその簿価も高いということもございまして、買うちょっと財力がないという御返事でした。

以上です。

○議長（上田 正君） 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） はい、わかりました。

こちらに返ってくるとした時にですね、かなりの資産価値が低下した状態になるんじゃないかと思うんですが、売却価格の見直しとかですね、ただ持って返って飾って売れるのを待つというだけでなく、災害支援船としての知名度を利用した観光に利用するなり、大きく宣伝して、公募して、売り先をを探すとかそういうのは考えておられますでしょうか。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） その災害支援船として、大きくPRしたいというつもりはないですが、返船後速やかに仕様を作成して売船に移るということです。

今、予算に計上しておりますのは残存簿価という価値で計上させていただいておりますけれども、これやっぱり需給の関係がございます。

その価格で当然売ればいいんですけれども、そこまで今の市場の状況を勘案すれば、そこまではいかないだろうというふうに予測はしております。

以上です。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） 来年予算たてるときに、その販売価格いうのをまた下げるようなことになるんでしょうかね。今の販売予定価格いうか予算上の価格ですよ、収入が見直しして下げるような、予算的に下げるような形になるんでしょうか。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 今予算上で売船として計上しとりますのは、いわゆる残存簿価価格、これは売船予定価格ではございません。

来年度、また新たに売船として処分する、処分として予算計上する場合は、いわゆる償却を除いた減価償却を除いた額で、またあげるようになろうというふうに考えます。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） はい、わかりました。

次に、権限委譲の港湾管理ということで、今空き地になつるところの有効利用ということで、水産振興の意味合いでも、うちの漁協の中でも、なんか有効に使ったらどうかという話もありまして、カキのオイスターロードというか、今広島の方でやっておられましたけど、ああいうのをやるときに、協力していただけるかどうかというところをちょっと、オイスターロードいうかカキ小屋いうか、今のテントですか、ああいう形で安い費用でやってみたくないという気持ちはあるんですけれども、そこらへんの協力とかいうのはどんなでしょうか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 現在、野積場の方で、あぁいった野積場の方で、昨年度社会実験的に、市場をたてて、利用を図ったところございますけれども、最初的时候には、割とお客さんもおいでになったんですけども、その後なかなか客足も遠のいたような状況もあって、引き続き、利用があるかどうかというのはまだ定かでないような状況です。

昨年度の実験結果も踏まえて、現在、漁業者の漁協とか、地域の皆様方と有効の利用をどのように図っていけばいいかということ、若干お話しをさせていただいておりますけれども、まだ、こういった形で進めていけばいいねというところまでの合意には至っておりません。

それで、県内各地で行われておりますオイスターロードにつきましては、出店者がやはりおいでにならないと、私ども土地があったとしても、出店していただくことができないので、そのあたりも、既存のオイスターロードとして営業されているところへですね、どういった進め方をされているかといったところを聞き取りにまいろうというふうな考えを持っております。

それらを踏まえて、今後の利用展開といったものを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） なにとぞ前向きに御検討の程よろしく願いいたします。

次、新庁舎の建設についてですけれども、先ほど、期間が余りにも短いということで、住民説明会が十分になされんのかなんじゃないかという心配があるわけですが、住民に対するそのアンケートとかいうような形をとるとかいう考えはございませんでしょうか。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） アンケート調査ということの御提案ですが、今のところは、現在進めておりますこの説明会を通してですね、全体像を把握していきたいと、アンケート調査のところまでは至っておりません。

ただ、市民からの御意見もですね、意見書を取り寄せるようなシステムを講じておりますので、その辺で一たん中間集約をしながらですね、どうしてもこのアンケート調査が必要であるかどうかというところまではまだ見きわめてない状況ですので、全体の状況をまずつかんでいきたいということで、今説明会を開かしていただいている。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） 今のスケジュールでいくと3カ月ぐらいしかもう説明会はないわけですが、それで住民に対する説明が十分なされるかどうかというところも1番心配なわけですが、その説明会を仮にしたところで、そこですぐに回答が返ってくるかというもんでもないんじゃないかと思うんです。

そうすると、最終的には住民の気持ちいっしょを確認するためには、何らかの形で回答してもらおうという方法しかないんじゃないかと思うんですけど、それがただ住民説明して、その場の意見だけを判断して、どちらかに決めるというのはちょっと難しいような感

じがするんですが、そこら辺をどのように考えておるんですか。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 先ほども申し上げましたように、今の全体像の調査の中には視野には入っていないわけですが、どうしても必要であろうと、この住民アンケート調査をですね、例えば実施して、一定の結論を出す必要があるという内部協議をしまして、また、市民の皆さんの御意見もですね、先生方の御意見も、全協をまた今後も開かさせていただきますので、そういったところの中で煮詰めていきたいというふうな考えを持っておりますので、最終的にどうしてもこれ必要であろうという判断の場合には、そういうアクションを起こすということにも一定の考えは今のところは視野に入っておりませんが、そういった場合は、せざるを得ないんじゃないかなという考えは持っております。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） 最終的なその決定というのは、どういう形でどの時期に考えられとってですかね。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 12月までぐらいには、一定の結論を出したいというふうに思っておりますけれども、その今、ようやく素案ができてですね、市民の皆さんとか、あるいは市議会の先生方にですね、土俵を提供して、そしていろいろ論議をしてもらうという場を設定したというふうに考えております。

非常に短い時間ですけども、それを集約しまして、内部で検討をし、あるいは先生方の御意見も聞いてですね、最終決定を見たいと思っておりますけれども、その決定方法につきましては、非常にこの新庁舎を建てるか建てないかということですね、最終決定は、必要な時期は来ると思っておりますけれども、その12月までは、どうにか多くの意見を聞いて集約をしてですね、市長に一応、また皆さんにも、市議会の先生方にも資料提供して、最終決定はですね、そういう中で決めていきたいというふうに考えております。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） 今のところ具体的な時期とかいうのはまだ決まってないのか、その説明をしていく上で、だんだんと決めていこうとかいうような感じなんですかね。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 時期的には先ほど申し上げましたように、タイムスケジュールから申し上げたら、大体12月ぐらいまでには、一定の結論を出さざるを得んだらうと、これはいわゆる合併特例債の活用をした場合にですね。

だから合併特例債を、いやいやまだどういふんかね、この新庁舎の建設は必要であろうと、しかし12月までの一つのリミットというのは、合併特例債は活用しなくても将来新庁舎は建てようじゃないかという結論も出るかもわかりません。そういった場合には、一応合併特例債については、流そうじゃないかと、しかし、新庁舎というのは将来的に必要であろうと、例えば、支所機能の分散方式で、当面何年か進めていこうという煮詰め方は徐々にしていくことにならうと思っております。

したがって、今回の主な提案は、合併特例債を利用して、新庁舎を建てるとすれば、こういう案でありますよ。

これについて、皆さんの御意見を聞いて、これは合併特例債を使って、今、非常にタイトなスケジュールの中で、これは無理であろうということになれば、これは流させるを得んというその御意見を聞きたいというのが、今回の検討会議の中心の議題になっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 1 番 浜先議員。

○1 番（浜先秀二君） 話に聞きますと、今の特例債の使用についての期限が延長されるかもわからないというようなところもあるんで、そうなればある程度その猶予期間がまたできると思うんですけども、この問題は市民の方々がすごく関心があることじゃろう思うんですね、ただ、説明会だけの3カ月でこの結論を出すというのは、ちょっとどんなもんかという、そういう疑問があるもんですから、今回しつこく言わせてもらうんですけども、なるべくは住民の方々が納得して喜んでいただけるような形で、どうにか進めてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、防犯灯のLED化ということでですね、先ほど費用面の効果とかいろいろ市長の方から教えていただいたんですけど、今のところ、来年度、今年は今この県の予算があって、ある程度こう固めて替えられたんじゃないかと思うんですけど、来年からまた壊れたつど、一つ一つ直していくような格好にはなるんじゃないかと思うんですけど、そうすると時間も費用もかなりのロスが出るんじゃないかというような、素人考えなんですけれども思うんですけど、ある程度こうまとめて予算立てをあらかじめして、入札などをしてから、地域的にこうかためてやるとか、そういうような形での進め方というのはどんなです。難しいようなですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今の市の防犯外灯をLED化しますと約1億8,000万の費用が概算でかかるようになります。

国の方で今の福島原発を契機に、脱原発というような方向に向かっておりまして、再生可能エネルギーとか、省エネの関係の部分の対策とかいう関係で、今年度については県の補助を受けてやるんですが、そこらの国の方からいろんな支援策とかそういった部分が多分出てくるんじゃないかと思えます。

そこらの部分をですね、よく見きわめながら、市のやっぱり財源的な部分もございますので、ある程度計画的に進めていきたいというのが今の現状でございます。

○議長（上田 正君） 1 番 浜先議員。

○1 番（浜先秀二君） なるべく、かなり他の市町も早めに処理しとるようなんで、江田島市もそれに追随するようによろしく願いいたします。

水産振興策につきましては、先ほど市長の方も前向きな回答をいただきましたので、よろしく願いいたしたいと思えます。

大柿高校の存続ということで質問を出さしていただいとるんですが、学費じゃなくて今の通学費ですかね、バス通の補助とかを一応考えていただく、検討していただいと

いるということで、それよろしくお願ひしたいと思うんですけども、県の方へですね、教育長なり市長なりが願ひして、学校自体がやっぱりこうみんなが認めて、ええ学校じゃのうというふうなことでないと、なかなか入学してくる人がおらんと思うんですけど、前は高校野球なんかで、かなりええ成績をあげよった時もあるんですけど、ああいうやっぱり指導者をですね、何らかの形で、教育的にすぐれた人とかスポーツでもすぐれた人とか、そういう何かこう一つ有名なというか、そういうので生徒が魅力を持つような学校に何かこう進めていけばどうかと思うんですけど、そこらへんの働きかけをしていただいたらどうかと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 実は今、現在大柿高校の問題なんですけれども、その前の江田島高校、それから大君にありました大柿高校の分校の閉校などもありました。

いろんな機会をとらえてですね、県へ、こういうことになるのは、なかなか地域の人にとっては、もう涙が出るほど残念な話なんで、県立高校だから、県がですね、現在残っている高校について全面的にバックアップして活性化するように取り組んでほしいということで、たまたま大柿高校の大君分校の場合には、私は議長として、その時確か県庁なども行ったように思います。

今回の江田島高校の場合もそうですけれども、県は、そのときには、わかりました、残った高校については、一生懸命活性化に取り組みますと言うてはいただけるんですけども、私にはどうしても大柿高校がどの程度その活性化に取り組んだるかということが、県がしとることとかということが非常に見えにくいんですか、見えにくいわけです。

議員が言われたように、やはり子どもが行きたい学校とか、親が行かしたい学校でない限りには、なかなかその生徒の受験する生徒をふやすことというのは、なかなか私はできないと思うんですよ。いわば外の方から、ちょっとほいじゃ通学費の補助をしてみようかというふうな形になってですね、その本体の中へ切り込むというのがですね、権限の違う学校ですから、小・中学校のように市が管理しとるところですと、いろいろことができますけれども、本当に大柿高校なんかへ行く場合には、靴の上から書くというような言葉がありますけれど、実はそういったことを感じております。

ただ、もう今も100名程の子どもになっているということはですね、江田島市から高校が1校も無くなるということは、想像しただけでもですね、本当に市民としての意欲が落ちる話なんですので、もうなにをしてでもですね、この大柿高校を存続させることに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（上田 正君） 1番 浜先議員。

○1番（浜先秀二君） 県への働きかけも含めまして、継続的に粘り強く、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、住宅改修事業の継続ということで、この事業の3年間、来年で終わるということですかね。

それで友達なんか聞いてもこの事業をどうしても続けてもろうてくれえやということで、要望もありまして、即効性のある事業でございますので、すぐに効果があらわれるすばらしい事業でないかと思うんですけど、この住宅改修のみならず、ほかの形で

でもその産業活性のために、そういった予算を組んで是非いただいでですね、続けてやっていただけたらと思っております。

この願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（上田 正君） 以上で、1番 浜先議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時40分まで休憩いたします。

（休憩 11時29分）

（再開 11時42分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第2 報告第6号

○議長（上田 正君） 日程第2、報告第6号「専決処分の報告について（江田島市防災行政無線統合デジタル化整備事業（第1期）請負契約の変更について）」を議題いたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第6号「専決処分の報告について（江田島市防災行政無線統合デジタル化整備事業（第1期）請負契約の変更について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定についてに基づき、設計変更による請負契約金額及び工期の変更について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 報告第6号の専決処分の内容について説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

本契約は、昨年9月16日に3億6,750万円で契約同意の議決をいただきました。

その後、本年3月定例議会におきまして、本年3月25日付けで3億7,132万2,000円に変更契約した専決処分の報告をいたしております。

今回、これを1の専決処分内容（1）のとおり、226万8,000円減額し、3億6,905万4,000円に変更契約したものでございます。

また、工期につきましても、（2）のとおり、当初の平成22年9月17日から平成23年6月30日までを、平成22年9月17日から平成23年7月20日までに延長

したものでございます。

専決処分年月日は平成23年6月24日です。

主な変更内容につきましては、工事は工事完了に伴う精算減額で、主に戸別受信機外部アンテナの減や各種数量精査の結果によるものでございます。

また、工期延長につきましては、新旧放送設備の移行切りかえに伴う混乱を避けるため、地元要望にお応えしまして、旧屋外子局の撤去工事を延ばしたものでございます。

なお、2ページに、専決処分書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第6号の報告を終わります。

日程第3 報告第7号

○議長（上田 正君） 日程第3、報告第7号「平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました報告第7号「平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付して、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 報告第7号について説明いたします。

別冊の平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをお願いいたします。

1、平成22年度健全化判断報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、健全化判断比率を次のとおり報告するものでございます。

報告する指標は4点ございます。

（1）の総括表でその数値を示しております。

1点目の実質赤字比率、2点目の連結実質赤字比率は、赤字額がないため、一と表記いたしております。3点目の実質公債比率は11.2%、4点目の将来負担比率は109.3%であり、表の3段目、4段目に示す早期健全化基準、財政再生基準値以内に、いずれもおさまっております。

この決算に基づく四つの指標値のうち、いずれか一つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となり、将来負担比率を除く三つの指標値のいずれかの一つ

でも、財政再生基準以上になりますと、財政再建団体となることとなります。

次に、2ページをお願いいたします。

(2) 実質赤字比率の算定根拠を示しております。

アの表の右端、E欄の実質収支額の合計額が黒字のため、先ほど申し上げましたように、実質赤字比率は一の表示となっております。

次に、3ページに、(3) 連結実質赤字比率の算定根拠を示しております。

それぞれの会計の実質収支額等が黒字のため、連結実質赤字比率は一の表示といたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

(4) 実質公債費比率の算定根拠をお示ししております。

平成22年度の実質公債費比率は11.2%で、平成20年度から22年度までの単年度比率を3で割りまして算定したものでございます。

5ページには、(5) 将来負担比率の算定根拠を示しています。

それぞれ国の示す算定式に則って算定いたしましたものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

2、平成22年度資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

(1) の総括表でその数値を示しております。

法適用企業で公共下水道事業(能美地区)会計、交通船事業会計、水道事業会計の3会計がありますが、資金不足額がないので、一と表記いたしております。

次に、法非適用企業の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、宿泊施設事業特別会計、地域開発事業特別会計につきましても、資金不足がないので、一と表記いたしております。

それぞれの資金不足比率が、経営健全化基準、これは20%以上ですが、を超えると、その公営企業について早期健全化計画の策定、個別外部監査等が求められることとなります。

なお、7ページに法適用企業の算出根拠を、8、9ページに、非法適用企業の算定根拠を示しております。

10ページに参考資料といたしまして、各指標の対象範囲を示しております。

以上で、報告書の説明を終わります。

○議長(上田 正君) 以上で、報告を終わります。

ただいま報告のあった報告第7号「平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」は、監査委員の意見が付されておりますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、金村代表監査委員に入場していただきます。

お願いいたします。

○代表監査委員(金村謙三君) このたび監査委員に選任されました金村です。

どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について御報告いたします。

平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を去る8月11日から8月16日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合、また担当職員から説明を求めて慎重に行いました。

その結果、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、並びに平成22年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

なお、審査意見を御手元に配布いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（上田 正君） これをもって、監査委員の報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

暫時休憩とします。

13時まで休憩とします。

（休憩 11時55分）

（再開 13時00分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第4 諮問第1号

○議長（上田 正君） 日程第4、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました諮問第1号でございます。

平成24年3月31日で任期満了となる次の人権擁護委員を引き続き、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をしたい方は、住所は江田島市大柿町〇〇〇〇〇番地〇、氏名が山本幸さんで、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、70歳でございます。

この方は人格・識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について、理解のある方でございます。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、こと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第5 承認第4号

○議長（上田 正君） 日程第5、承認第4号「専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第4号、「専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）」でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容は、江田島市税条例の一部を改正する条例でございます。現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、議会を開くいとまがないと判断し、平成23年6月30日に専決処分をしたものであります。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それでは、専決処分しましたその改正の内容について説明させていただきます。

改正の内容につきましては、9ページから16ページまでに改正分、17ページから30ページまでに新旧対照表を、31ページから33ページまでに改正要旨を添付しています。

その改正要旨によりまして説明させていただきます。

31ページをお願いいたします。

今回の主な改正点の第1点目としましては、個人住民税における寄附金税制の拡充です。

2点目は、租税罰則の見直しです。

それでは第1条による改正。

江田島市税条例（平成16年江田島市税条例第44号）の一部改正から説明します。

1、市民税関係の改正。

第26条は、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げるものです。

第34条の7は、県・市等への寄附金について。個人市民税に係る寄附金税額控除の適用下限を5,000円から2,000円に引き下げるものです。

第36条の2、市民税の申告及び第36条の3、所得税に係る更正または決議事項の申告義務については、条項の整理及び文言の修正です。

第36条の4、市民税に係る不申告に関する過料及び第53条の10は、退職所得申告書の不提出に関する過料をそれぞれ3万円から10万円に引き上げるものです。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除について、地方税法の改正による条文整備です。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得にかかる市民税の課税の特例について、免税対象から除外する飼育牛の販売頭数を2,000頭を超える部分から1,500頭を超える部分に縮小し、その適用期限を平成27年度まで延長するものです。

次に32ページをお開きください。

附則第16条の3から附則第20条の4は、条例第34条の7、寄附金税額控除の改正による条文の整備です。

2、固定資産税関係の改正。

第61条は固定資産税の課税標準について、地方税法の改正による条文の整理です。

第65条は、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料及び第75条は固定資産に係る不申告に関する過料をそれぞれ3万円から10万円に引き上げるものです。

附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について。高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正による条文の整理です。

次に、33ページをお開きください。

軽自動車税関係の改正。

第88条は軽自動車税に係る不申告等に関する過料。3万円から10万円に引き上げるものです。

4、たばこ税関係の改正。

第100条の2は、たばこ税に係る不申告に関する過料。10万円以下を課する条項を新たに規定するものです。

次に、第2条による改正。

江田島市税条例の一部を改正する条例（平成20年江田島市税条例第21号）の一部改正について。

附則第2条は、個人の市民税に関する経過措置については、条例第34条の7、寄附金税額控除の改正による条文の整理と、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等にかかる軽減率の適用期限を2年間延長するものです。

次に、第3条による改正。

江田島市税条例の一部を改正する条例（平成22年江田島市税条例第5号）の一部改正について。

附則第1条及び附則第2条は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について、施行期日を2年間延期するものです。

次に、附則としまして、14ページをお開きください。

施行期日につきましては、原則、平成23年6月30日から施行するものですが、附則第1条第1号から15ページの第4号までの規定は、それぞれの項目について、施行期日を定める条文です。

附則第2条から16ページの附則第4条は、市民税・固定資産税及び罰則に関する経過措置を規定したものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 大体ぼんやりとしてはわかるんですがね、納税管理人の不申告の場合には3万円が10万円になったということですね、そのへんぐらいはわかるんですがね、20ページの、第100条の2、たばこ税に係る申告に関する過料ですが、ここで何か日本たばこJTとTSネット、外国たばこですがね、これがもう不申告の場合とはいうことになつとるんですが、普通個人が申告する人が多いと思うんですが、これは新しくできたいうんですがね、これちょっとわかりにくいんですがね、JTが何故不申告、なるんかいうのがね、教えてください。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） このたび罰則が定められたもので、日本たばこ産業株式会社とTSネットワーク株式会社、これは卸もというんですか、小売ではなしに、卸もとの業者に対しての申告の罰則でございまして、これは毎月、この2社からですね、市の方に、これだけ卸しましたという申告が上がってきておりますので、その申告についてでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 承認第5号

○議長(上田 正君) 日程第6、承認第5号「専決処分の報告と承認について(江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました承認第5号「専決処分の報告と承認について(江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)」でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容は、江田島市特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。スポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されることに伴い、議会を開くいとまがないと判断し、平成23年7月27日に専決処分をしたものであります。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 木戸教育次長。

○教育次長(木戸佐夜子君) 承認第5号の説明をいたします。

このたび第177回国会においてスポーツ基本法が成立され、平成23年6月24日に平成23年法第78号として公布されました。昭和36年に制定されたスポーツ振興法が全部改正されたことによる改正です。

37ページをお願いします。

改正する条例の新旧対照表を載せています。

下線部分の右側現行が体育指導委員を、左側スポーツ推進委員に改正するものです。

35ページに専決処分書を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 議案第58号

○議長(上田 正君) 日程第7、議案第58号「江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第58号「江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例案について」でございます。

専門的な知識、経験が必要とされる業務に、任期を定めた職員を採用し、行政ニーズへの効率的な対応を図るため、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。
よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) 議案第58号、江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例案について説明いたします。

39ページから43ページに条例案を、44ページに新旧対照表を、45、46ページに参考資料を添付いたしております。

45、46ページの参考資料によって説明させていただきます。

45ページをお願いいたします。

まず、1、本条例制定の目的としましては、今後ますます、高度化、専門化していく行政事務に対応できる人材を職員以外から確保することを可能とするため、今回条例整備をするものでございます。

2、条例の概要といたしましては、(1)任期付職員の区分及び任期といたしまして、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律において、次の場合に5年以内

の任期で、正規職員として採用できると規定されており、本市においても、この法に基づく採用が可能となるよう規定を整備するものでございます。

採用区分といたしましては次の三つがあります。

まず、アとしまして、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有するもの、これは本文の第2条第1項関係になります。任期は5年を超えない範囲といたしております。

次にイ、専門的な知識経験を有するもの、これは本文第2条第2項関係でございますが、任期は5年を超えない範囲。

ウ、公務の能率的な運営を確保するために、一定の期間内に終了することが見込まれる業務または一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務に従事する者、これは本文第3条及び第4条関係でございます。任期は3年を超えない範囲内で採用するというのでやっております。

次に、(2)としまして、任期の特例、第5条関係になります。ウの場合、原則3年の任期ではありますが、5年とすることができるとの規定をいたしております。

(3)任期の更新でございます。本文第6条関係で、(1)ア～ウにより採用した職員の任期が、当初3年または5年に満たない場合にあっては、当該年数を超えない範囲内で更新することができるかと規定しております。

(4)給与に関する特例でございます。本文第7条関係でございます。アにより採用する職員、これは特定任期付職員と総称してございまして、の給料表は、次のとおりとすることとしております。

まず、1号給37万5,000円、2号給42万4,000円、3号給47万7,000円、この号給につきましては、その者が従事する業務に応じまして、規則で定める基準に従いまして決定することといたしております。

特定任期付職員業務手当と書いておるんですが、申しわけありません。業績手当で誤りでございます。申しわけありません。

特定任期付職員業績手当を支給することができるかと規定しております。

(5)給与条例の適用除外等、第8条関係になります。特定任期付職員には、昇給、扶養手当、住居手当、管理職手当、勤勉手当等の規定は適用いたしません。特定任期付職員の期末手当の支給割合は、6月に支給する場合には100分の142.5、12月に支給する場合は100分の157.5とするものです。

(6)としまして、(1)イ、ウにより採用する職員の給与につきましては、江田島市一般職の職員の給与に関する条例を適用いたします。(1)ウの第4条により採用する職員、これは短時間勤務職員と総称しますが、2は、昇給、扶養手当、住居手当の規定は適用いたしません。

今回の条例の施行日は、公布の日から施行いたします。

附則による条例改正といたしまして、本条例を制定することによりまして、次の三つの関係条例を改正するものです。これは附則改正を行います。

江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、江田島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部

改正、この三つの条例を附則改正することといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） この条例は、専門的な行政ニーズへの効率的な対応を図るために、この条例を制定する必要があるということなのですがね、一般職の市の職員の方は皆さん給料をもらっておりますよね。ということになりますと、行政のプロ、専門家じゃないですか。別に、こういう任期付の職員を雇い入れるようなことはしなくてもいいと思うんですよ。人件費も35億から使っとるんですからね。それ以上に、この無駄遣いをしないように、こういった条例を出さないようにしてほしいと思うんです。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） 先ほど説明いたしましたように、この任期付職員というのは、専門的な、高度な専門的な知識、経験を有する者。あるいは専門的な知識を有する者ということで、職員がその業務をこなすことが困難なことを想定しております。

ですから、職員が、この任期付職員で雇用採用しますよね。その職員に従事させる業務の内容がですね、職員では困難な業務だということで、職員には無理だということで、具体的にこの業務申しますと、今各自治体でバランスシートなど公会計を導入しようとしておりますけれども、そういった場合の公認会計士を採用したり、訴訟政策を進める上で、弁護士を採用したり、あるいは教授とか、研究所の研究員、そういった職員を採用する場合のケースが当てはまると思います。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 弁護士なんかは顧問弁護士がおるから、別に任期つきのね、雇う必要ないんですよ。給料も高いじゃないですか、これね。

ほいで専門性いうてもね、建築は建築の出たような専門の職員雇うんじゃからね。別に、この任期付じゃなんかの必要ないわいね。職員でやればええんですよ。わからんにゃ県や国がおるんじゃから。そんなことはないよ。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） この条例そのものの根拠がですね、法律が根拠なんですけれども、先ほどから何度も言いますように、実際問題、こういう職員を雇うケースは、このような職員を雇うケースは、今のところは考えられませんが、これから先には、こういうケースもあるかもしれませんし、そのための整備ということです。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 考えられんなら出さんでもいいんです。

終わります。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 山木さんと重なるようになるんじゃがね、これね、雇うほうにとってはええ条例なんよ。ええとこ取りなんじゃけえ。けどね、そうじゃなしに、

さっきはなんかいろいろ専門的な専門的な言ったけど、市で、人材育成していかなきゃいけないのじゃ、基本的には。どうこう言っても、さっき何か高度な知識、法律じゃ財務表を作らんやいけんじゃ言うて、財務表だって役場の職員が知らなかったらどうもなりやへんじゃない。

それだけつくってもらうために3年ないし5年雇う言って、そういうふうな公認会計士とか弁護士が、はいじゃ3年ほど江田島市の市役所へちょっと来てくれやゆうてね、3年経ったら、はい最後。来やせんですよそれは、はっきり言うて。だって、3年とか5年なんでしょう。どうなんです。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） 先ほども説明したかと思うんですけども、この任期付職員を採用する場合はですね、その採用した職員に従事させる業務が、ある一定期間がきますと、終了するというを前提としとります。したがって、その間を採用してですね、そうすることによって、将来の人件費の抑制にもつながるといことです。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） これで終わりますけどね、雇う方が、ええばかりであって、雇われる方は3年ないし5年たったら首になるんですよ。

労働基準法を私も全部ようしらんけえ分からんけど、期間工とかいうのは3年経って以上雇う場合には、社員にせにやいけんとかいうのがあるでしょう決まりが。それは、総務部長よう知つとると思うので、後答えてください。

はいじゃから、3年経っておさらばとか、5年たってもうだめじゃとかいうふうなことはね、それは、あなたらはええかもわからんよ。働く方はそれ過ぎたら、また違う仕事を探さにやいけん。それなら、やっぱりどうしてもそういう人材いるんならですね、ずっと雇やええいうことなんです。

市役所の方で人材育成に自信がないというて、これを出すんでしょ。人材育成をする力がないけえ、他所から来てもらうて、手助けをしてもらわんなやいけのじゃいうけえ、こういうふうな専門職雇ういうふうになつとるんでしょ。それじゃったら、いつまでたっても人材は育たんですよ実際に。どうするんです。しまいには、どうこうもならんって、皆こういう何ていうのか派遣社員になるというか、役所の人間は皆そうなるんじゃないですか。よう考えてから出さにや困りますよ実際に。

ちょっと答えてください。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 期限として最大、例えば3年とか5年とかでここにしておりますけれども、どういうことかというてですね、今回の東日本大震災などを見ましても、非常に復旧とか復興とかには、専門的な知識を持った人材が必要なように今なっております。今、復興するためには、当初は一般職の者が、それぞれ全国から派遣されてますけど、今は、高度な技術職のような職員を派遣してもらえんかというような状況になっております。

今回出すのは、3年とか5年とかいう期間は、条例上そうしておりますけども、3カ月ですむかもわかりませんし、半年ですむかもわかりません。

あなたが言われるように、高度な技術を持ったものが、そんな3年とか5年とかいうようなことで来るわけではないじゃないかというような今言われ方なんですけども、これは大きな都市になりますと、そういう弁護士資格を持った方とか特別な資格を持った方とか、先ほど説明しましたように、そういう経理士とか税理士とか、そういった方が現実には大都会では、期間を限られて雇用されております。

我々としては、何かがあってから条例を出して、それから審議をして、決定するということではなしに、いつどういう事態が起きてでもですね、そういうことにすぐに対応できるということで、実はこの条例案を出させてもらいました。

ただ、すぐにこれが通ったら、あしたからどうかするとか、あさってからするということじゃない、いざというときのために、この条例を可決していただいて、対応できるようにいうことで、これを出させてもらうということなのです。

それと、専門的なことになりますと、例えば職員を養成すればいいじゃないかということになりますけれども、例えば一つ薬剤師の資格一つ取るんでも、大学4年行って、その先2年また学校へ引き続いて行ってとか、例えば医師でもそうですけれども、到底市として、なかなか養成ができないような職種があるわけです。

そういった部分を短期に1年とか2年でですね、どうしても江田島市の何かの場合に必要ときには、その部分を補うために、この条例を制定してですね、いざというときに備えておこうという条例でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 今市長が説明されたように、先々のことを思うてやられるというのは、よくわかるんですが、先ほど課長が言われるように、財務諸表をつくってもらわんがために雇うんだと言われたんだが、今の市役所の職員の中で、だれ1人として、財務諸表を見ることのできる人はおらんのですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 先ほど課長が言ったのは、いわゆる民間が採用しとる複式簿記の財務なので、役所が今現在使用している単式簿記、いわゆる簿記でいうと単式簿記で、全然仕組みの違う中身でして、たまたま課長がそういう例を出したわけなんですけれども、複式簿記になれるまでは、相当の期間、誰かに指導してもらわんとですね、だいぶ時間かかると思っています。本職の税理士とか経理士の方に、市の職員として雇用することは多分ないと思っております。そういったときに、短期間として1カ月とか3カ月間ですね、1年に例えば1ヶ月間を2回来てもらおうとかいうような、そういう形の指導になると思っておりますけど、実際に経理士などを雇用するようなことはないと思っております。

一番必要なのは、緊急の災害とか、法律の問題が出たときとか、そういう非常に難しい、市の職員では判断できないそういったときに必要な人材を確保したいということで、そういう準備をしておくことで、今たまたま課長もそういうことを言ったんですけど、その部分ではないと思っておりますけれども、とにかく備えておきたいと、有事に備えていきたいということでございます。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 市長が言われるように有事に備えるというのはよくわかるん

だけど、議員に説明するのに、例えばというようなことではなしに、本当に困っとるんなら、こういう状態で困っとるから採用さしてくれというふうに言わんといけんのじゃないですか。

ええかげんな説明じゃ困ります。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 本当に困るのは言いましょうか、例えば津波が来たときに、我々では、江田島市内に住んどる方が、よく今津波が来る来る言われるんですけども、ほいじゃそのときに津波が来た後の対応などをですね、なかなか、素人じゃどういような判断するんか、1カ月先にはどうなるよと、2カ月先などはどうなるよと、例えば津波が来た後ですよ。そういうことはやっぱり、そういう専門で大学の先生が今たくさんマスコミや何かに出てですね、いろいろ研究される先生がおります。そういったときには、仮の話ですが、そういう災害があったときにですね、人材の取りやいこになったりする場合がありますので、うちでは、ぜひそういうことを、とにかく人材なら人材を、1年なら1年任用して来てもらう、来てもらうて、指導してもらったりアドバイスしてもらおうということなんで、1番今頭にあるのは、そういう災害関係のことをですね、備えていきたいということでございます。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） それはよく分かりますよ。

だけど先ほど課長が言われたのは、財務諸表をつくっていただくのに来るといような、おかしげな説明をするから私が言うんです。まともな説明をしてください。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

新家議員。

○16番（新家勇二君） いわば人を借りるような考え方で思えばいいんだろうとは思いますが。

そこでですね、この1号、2号、3号で、給料が決まるわけですが、規則によって決まるとなっておりますが、例えば弁護士さんが3号になって、どこかの税理士事務所から人を雇ったら1号になってとかいう、ざっとした簡単な説明をしてもらえれば、こうイメージがわくんですが。

○議長（上田 正君） 浜村総務部長。

○総務課長（浜村晴司君） 今の給料を決めるときの基準は規則にあるんですけども、この基準は、今議員さんが言われるように、具体的な基準はございません。

この規則で申しあげますと、知識経験を活用して業務に従事する場合は1号、困難な業務に従事する場合は2号、特に困難な業務に従事する場合は3号という大まかな基準しかございません。

○議長（上田 正君） 新家議員。

○16番（新家勇二君） 私、今の説明で思うには、すべて3号に当たる思うんですよ。特に困るから頼むのであって、困ってなかったら頼まんわけで、もうそれ一つでもええんじゃないかと思う。私の考えではね。

そこらまたよう考えてやっていただきたいと思います。

また、人材もですね、まず経理の方とかどうとかであるのなら、大きい税理士事務所ならなんなりでも、もしかしたらお願いしますから、そのときにはお願いしますねというようなアクションももう既に起こしていっとく。これ決まったら、しといていただければ、有事に備えられると思いますので、これは参考として聞いてみてください。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 先ほど市長が有事に備えてとこう言われたので、いささか私が発言しようと思ったことと異なるだけでも、市の職員は、すべて公務員試験に合格された市長いわく後のえらいさん方たちが揃うておられるわけですからね。

このように、特別に特別職の専門、どれぐらいの幅広くの職種を検討されておるのか。専門いうたらキリがないですよ。何百やそこらじゃすみませんよ。専門いったらいろんな角度のいろんな職種があるわけですからね。

そうしたら、そこは職員が常日ごろ努力をして、そういう人に頼らないで済むような、まず体制づくりから心がけていくのが筋じゃと思うんですが、どうですか。

ただ金を出してポンポン君たちのポケットから金出して、バイト雇うてくれいうても雇うか簡単に、じゃないでしょう。

我々は、こういうふうに努力しようと思うんだけど、こうして欲しいとかいう、全く、何いうん、先が見えない、場当たりの、国がこうせい言うからこうしようと、昔おった何いうんかいの、辞めた職員の優秀な、大柿でいう小松さんみたいな人が専門的な人がおって嘱託で3年なり5年なり残るいうならわかりますよ。これ40万も50万も払って、しかも賞与を200出して、いつ来るかわからん津波、地震に対処できるような構えをしとく、そうしたら今、総務部長わしに指させいよるけえ、総務部長今鑑みとる職種は何種類ぐらい考えとられているん。

ちょっと言ってくれんかの。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今私の頭の中で考えられる部分としては、あまりその市の職員の中ではですね、かなりの部分で対応できるとは考えておりますが、先ほど市長が申し上げたように、例えば有事の際とか、そういった部分の想定範囲内ぐらいで、今頭の中にはありません。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） あのね、今先ほども市長が津波じゃ大地震じゃ対応するための対策のために、これ考えた。このたびの津波、だれがつかかって何百人学者がよったって、対処できるような問題じゃないですよ。

これは、ただ単に絵に書いた餅であって、こうしておけば気分的に役所も何かしやるのういうような、言い逃れの道、筋を作るにすぎんと思うんですよ。

どこへこんな金があるんです。例えば雇って3年来たとしてよね、専門的な人、10人例えばいろんな角度から雇ったら何ぼ金が年間いるん。

もう少し考えて、対処方法を議会へあげてきても、なるほど賛成言われるようなことを考えてみてください。どう思われます。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 先ほど、有事の際、今の津波とかような表現で出したんですが、今回の場合でも、今東日本大震災がありまして、その今復興の方のいろんな手当を各市町うっておられます。その中で、まちづくり、将来的なまちづくり、そういった部分も今から重要な課題になってきます。

その課題に対応していくときには、やはりまちづくりの専門家の方に、防災とか、新しいまちづくりの部分のビジョンとか、そういった部分につきましては、やはり大きな視野の中で見ていただくような専門の方に参加していただくとか、ちょっと今また申しわけないんですが、ちょっと頭に浮かんだのが、例えば、よく言われておるんですが、市の全体の情報化の関係で、コンピューターの関係で、いろいろ更新をしていきよるわけなんです、その更新していくときにですね、やはり職員のノウハウだけではなかなかわからない専門的な分野もございます。そういった時にですね、業者に委託する方法もございます。ある程度専門の方に見ていただいて、そこらとこでアドバイスを受けながら、市の職員もそれに参画していくような方法も考えられます。

それは、対費用効果とか、その仕事の内容で判断していかないといけないんですが、今後市長がいろんな施策を打っていく中で、これはちょっと職員では非常にまだ今のもう少し難しい部分が出てきたなというようなときに、こういった制度を活用させていただいて、市の今後の施策の推進をしていく一路になればということで、今回出さしていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 市の考えておられることは、納得できないんですけどもね。今、現に各テーブルに役所の職員の方の上にパソコンがありますよね。今でこそパソコンがほとんどあって、ほとんどの方が使えるんじゃないか思うんですよ。それ旧町の時は、ほとんどの方が使えなかったんですよ、幹部は。そういう時代に生まれてないから。学校出たパソコンの使える方を臨時で余分な金を払って使いよったんですよ。

まさに今部長、市長が言われるように有事に備えてだったらば、大津波、大地震に備えてだったらば、この江田島市海拔ゼロメーターがズルリなんですよ。

まず、その防波堤の整備からやるのが基本じゃないの。

その方が今あなたらが考えとるのは、津波が来た後のことを考えとる。津波が来ることを、止めることを考えるのが普通先じゃないか思うんですが、最後に、私はもういいですが、最後に。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議員さんおっしゃるとおりです。

今私が例えで出した部分でありまして、議員さんおっしゃるように、前の防災の防ぐ災害の方の部分についても、そういった専門的ないろんな分の意見を聞きながら、まちづくりをしていかなければならないというような部分も想定されます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） この条例案、おそらく私が6月の定例会一般質問させてもらったときに、こういう採用の条例どうでしょうかって話をさせていただいたんですけども、おそらくその流れで条例をつくっていただいたのかなと、提案していただいたのかなと思うんです。

今その市長の方は、例えば今例として、災害とか津波という直近のこういったことのための採用を一つの考え、検討されているということなんですが、私の意味としては、例えば市がですね、3年かけて何かのプロジェクトをする、そういったものごときに、どうしても今の職員の枠の中では、非常に長期的な一つのプランの中で、一人の人もしくは3人のチームで編成するのも難しい、そういう意味での戦略的なものかなというふうに私は思っております。

また今この私が6月定例会で提案させてもらったときは、いわゆる広島県がこの4月から3年の期間をうけて、戦略推進課職員というものを3年間という期限で、外資系コンサルタントを勤務されている若い方を職員採用したということなんです。

おそらく今市の方としても、すぐにやる、何がしかの人間を雇うというわけじゃなくて、そういった市のこれからの生きていくプロジェクトをもし仮につくったときに、今の職員の体制ではなかなか厳しいということで、その前段階として、まずはその条例法整備をしていこうということでの上程だと思うんですけども、その点の確認とですね、あとは今近々に江田島市で何か取り組みたいというプロジェクトがあるのかどうか、例えば今、ことし新市庁舎の問題で特命参事、政策推進室みたいなものをつくりました。

ここもまた市を変えていくために、そういったプロジェクトを今どういったものとは、まだいえないと思うんですけども、構想というのは市長の中にあるのかどうか、その点教えてください。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 経過としては、確かに胡子議員さんが質問されてですね、こういう流れになったわけなんですけれども、もともともう少し専門的な職員がおれば助かるのということ、日常の中で感じます。

そのために、これ一つの例ですけど、弁護士さんへ電話したりとか、聞いたり、コンサルのどこへ聞いたりとか、場合によっては県とか国へ聞いたりして、物事を進めとるわけなんですけども、先ほど沖元議員さんがですね、災害の後、始末するよりは先に例えば災害が起きない体制をつくるんじゃないかいうんですけども、地方分権が進んでですね、今の法律の中では、今の状態しかつくれんわけです。

例えば防波堤の高さが幾らとか、幅が幾らとか、道路の幅はどうとかこうとかいうことですね、それを個々の自治体が、自分のところ状況に応じたように改良したいとかいうても、現状では、我々が国の法律とか、そういったものを覆すだけの理論的ななんかないわけです。ですから権限をもらっても、実際には国の法律、県の条例の中で、我々が物事をすれば、あまり変わらないわけなんです。

そういつて、地方分権を権限をもらった限りには、自分のところ町にあって、例えば観光とか産業とか災害とか、いろんなことの中で課題が出てきたときには、対応が短期間、半年なら半年だけすみませんが来てくださいと、またそれで、すぐ半年たったら

また元の仕事へ戻ってもらうんですけど、気の毒なんじゃが半年ほど来て、あなたの知識を半年の間、市の職員などに教えちゃってくださいやということもできます、来ていただければ。

これはあくまで、これから先に遭遇するような、そういった地方分権の改革で、権限をもらっても何もその権限をうまく利用できないような状態に実は今なっております。堤防をどうかするとか道路をどうかするとか橋をどうかするいうても、今の法律の中では我々が幾ら抵抗してもなりません。

それは、やっぱり理論的に国へ持って行って勝てるという理屈を作らん限りにはどうにもならん話で、そうするという事ではないんですけども、一つの例としてそういうことも、もしかしたら解決できるんじゃないかというようなことでですね、私がさっき有事に備えてという言い方したんですけど、それだけでありません。

観光とか産業とか福祉とかいろんなことへ適用できればと思います。

先ほどいっぺんに何人も例えば採用するとかいう話ではなしに、そうそうたくさんの方がいるような状況にはなるようなことはないと思いますけれども、大きな課題として出たときには、そこで対応できるような人材を採用できればという考えでございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり、決定することで賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 59 号

○議長（上田 正君） 日程第 8、議案第 59 号「江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 59 号「江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第59号の説明をします。

48ページに改正条文を、49ページに参考資料として新旧対照表を添付していません。

改正内容は、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟・姉妹を加えるものです。

ただし、条件が二つありまして、一つは、死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていたものに限る。

もう一つは、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限るというものでございます。

以上の二つの条件をクリアしていないと対象にならないというものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民にかかる災害弔慰金の支給について適用するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号

○議長（上田 正君） 日程第9、議案第60号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第60号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

平成24年4月1日から、江田島小学校と飛渡瀬小学校を統合して、江田島小学校とし、飛渡瀬小学校を廃校とすることに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 議案第60号の説明をいたします。

52ページに新旧対照表を載せております。

江田島市立飛渡瀬小学校の項を削るものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） これが可決されたものとして、飛渡瀬小学校の跡地のことなんですが、皆さんもご存じかもわかりませんが、飛渡瀬小学校の校地はですね、民間から借地しているのが半分、江田島市の土地が半分ということなんです。

それで、現在体育館があるわけなんです、体育館の方は耐震構造で、災害があるときにですね、市民の避難場所になつとるわけです。

それで行政改革の一環として、民地を返して、返還してですね、この体育館を耐震構造にかかわらず、更地にして返すとですね、飛渡瀬市民の避難場所がなくなるわけなんです。だから、廃校することはやむを得ないと思うわけですが、この体育館は、引き続き、民地にかかわらず残していただきたいという希望なんです、そこらはどうなんですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 私の記憶では飛渡瀬小学校の屋体そのものは、あんまりそんなに古いものじゃないように記憶しておるんで、多分実際に壊すというような話になりますと、非常にもったいないいうんか、多分借金も済んでおらんのではないかと思うんですけど、よく調べて、結論を出したいと思います。

今すぐに、この場で壊さない壊すとかいう返事をできればいいんですけど、私の感

覚では、ずいぶん新しい体育館のように覚えがありますので、よく見て、結論を出しますので、もう少し時間を待っていただければと思います。

○議長（上田 正君） 野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） 跡地のことについて、自治会を中心にして各団体が協議してですね、まちづくりということで意見をまとめて、行政の方と相談したいと思っておりますから、そういう提案があったときにはですね、真摯に受けとめていただいて、よく考えていただきたいと思っております。地域の意見を吸収してください。お願いします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） お願いしますということなんですけれども、我々もそれぞれの地域で、長年、いろんな行事とか、PTAとか、そういういろんな行事の中心、文化の中心のような学校が、その地域から消えてなくなるわけですから、やはり地域、地域の人の気持ちいうものは最大限くみ上げてですね、今後、そういった気持ちを持つとの方ですね、期待にこたえられる思いにこたえるような施策をするのが当然のような気がしますので、十分話をしてですね、期待にこたえられるように努力したいというように思います。

○議長（上田 正君） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号

○議長（上田 正君） 日程第10、議案第61号「公の施設の指定管理者の指定について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第61号「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

サンビーチおきみ、国民宿舎能美海上ロッジ及びシーサイド温泉のうみについて、株式会社休暇村サービスを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） 議案第61号、公の施設として管理者の指定について説明させていただきます。

53ページをお開きください。

サンビーチおきみ、国民宿舎能美海上ロッジ、シーサイド温泉のうみに係る指定管理期間が平成24年3月31日をもって満了となるため、継続して指定管理者を指定するものであります。

54ページ、55ページをごらんください。

施設名はサンビーチおきみ、国民宿舎能美海上ロッジ、シーサイド温泉のうみであります。

施設の所在地、設置年月日、設置目的及び主な事業内容並びに施設規模等については表のとおりであります。

次に、指定団体の概要について説明します。

団体名は株式会社休暇村サービス、団体所在地は東京都台東区上野7丁目6番5号、代表者氏名は、代表取締役社長 正木功一であります。

設立年月日、事業目的、出資金及び職員数については、表のとおりであります。

指定管理者の業務の範囲につきましては、資料のとおりであります。

指定管理期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。

56ページをごらんください。

指定管理料は年額1,000万円とするものであり、選定の理由は、資料のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） 指定管理者がどなたになろうと、ちゃんと管理してくれればそれでいいんですが、現在働いている従業員から、施設に対する不満、不平、そういうものが我々議員のところまでくるから、私はその人事の問題に対して、いふべきでないからできませんと言ったら、ほいじゃわしらはどうするんの、今の指定管理者との間にもめ事がある場合は、どなたがどのようにしてくれるのか。

私が今まで、2度ほどそういうことを受けまして、指定管理者の方にもお願いして、いい話をしてやってくれんか、そして商工観光の泊野さんにもお願いして、あなた一緒

に行って話をしてやってくれんかとお願ひしましたけど、今後そういう問題が出た場合、どのようにすればいいんですか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） 議員おっしゃるとおりのことなんですが、これは経営権の中の話でなかなか難しいことでもあります。

ただ、そうは言っても、課長、商工観光課長と支配人あるいはそれらの代表者の方と、運営に関する協議会を設置して、毎月やっておりますので、できる可能な限り、あまり業務内容の中までは入りきれませんが、極力そういうことに関して、あったという情報伝達等については、極力やっていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 従業員の方とのもめ事については、市の方で責任持って今の指定管理者との仲介をしてもらうか何かしないと、我々議員はどうにもできないんです。我々議員のところへ言うてきても、どうにもならんから市に言うようになる。そのときに市の対応がにぶると我々は困るんで、そういう相談がいったときには市の方でちゃんと対応していただきたいんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） 今ほども言いましたように、なかなか経営の中の状況に口を出すというのは難しいことがありますので、そこはケースバイケースの中でですね、ある程度運営に関する話の中の情報提供という中で、市が責任を持つことは、まことにもってそれはできませんもんで、そこは御理解していただきたい。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 市に責任持てというんではなしに、従業員の不平、不満を十分聞いてあげないと、市の施設で働いとるわけですから、気持ちよく働けるようにしてあげないといけんのじゃないんですか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） おっしゃる気持ちはよくわかるんですが、あくまでも指定管理者ということでやっていただいておりますので、その従業員の側の職場の中の話であるとするれば、なかなか、指定管理者の指定をする本来の業務目的から外れますので、そこは可能な限り情報交換の中で、やっていかさせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 指定管理者、指定管理者と再三言われておりますけども、なぜこの会社が、指定管理者として、しかも東京くんだりにある会社かですよ、今インターネットなんか幅広く普及しておる、これ広島県とか中四国で募集しても、何ぼでも1,000万円の管理費なんか出すんだったら、飛びつくような業者がおると思うんですよ。これ指定管理者、随意契約で、もう相手の方に、有利に有利にして、物事が進んでおるんですがね。そこら辺はどのような尺度をもって業者を指定しておるのか。これしかおらんのか、そういうところをちょっと。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） 選定の理由の中にもありますように、別段、今までの実績、この2年7カ月の間の実績等を踏まえてですね、あるいは安定的な経営が今のところですね、できておると。

というのはなぜかと言いますと、22年度でも、1,000万を入れて、なおかつ600万円の赤字は、国民休暇村が自らおおいながらやっていただいております。これが第1点。

もう1点は、国民休暇村が独自に16施設全国でやっておられます。ほかにも36施設関連としてはあります。そこへ情報を観光の情報を出していただくそういう、観光情報の部分にも相当、どういうんですか、利点があると思ひまして、今回、継続してやらしていただくということですね、一時的にぽっと来ていただいて、やめたとされるのが1番怖いということが我々の方にありますので、どうか御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 一時的にぽっときて、私らはこの当時ちょうど議員じゃなかったからね、内容とか、いきさつとか経緯がはっきりわからんのだけれどもね、でもその健全で600万円の赤字をうちでみる、などなど言っておられるんですけども、従業員から言わせるとね、1,000万円を貰って赤字が出るわけがない、我々が見ても、こういうふうな回答もきとるんですよ。

それと、部長、あなたは直属の1番上司だから、人権問題にかかわること多々あるんですよこれ。何故かというたら、今日の時代にお客がおらんからクーラー止めろとか、お客がおらんかったんだから水道を使うとか、平気でこういうことやつとるいう事案が我々のところに来とるんですよ。これ、今の時代、極めて重大な問題なんです。クーラーを切るとか暖房を切るということは。従業員、仕事している方たちが、この暑いのに中で掃除したり、しまいごとをしたりするのにクーラー切られたらどうなりますかね。答えてみなさい。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） その職場の中の話につきましては、先ほど大石議員にも回答でも言いましたように、立ち入られる部分と立ち入られない部分がありますので、そこはこれからお聞きしましてですね、課長等と我々も行きまして、特に人権問題というのにつきましては、それは大きいこととなりますので、そこら辺はまた私も直接行ってですね、そういう事実確認、あるいはその中で、どう対応すべきか支配人と協議していきたいと、このように思っています。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） だから人権問題にかかわることだから対処しますとかじゃなくて、おそらくあなたの方にも、こういうことが耳に入ってないわけじゃないんですよ。

なぜかというと、我々のところに来る前に、まずあなたの方の方に先に行くんですよ、こういう話は。そのこととぼけてもね、土台通らんのですよ。もう行くところがなくて、行くところがなくて、大石じゃ私みたいのそこへ来るんですよ、こういう話は。そ

の前にあなたらのところへ行くんですよ。

したらば、もうちょっと何とか経営を頼むとか、立ち入れん言うから、ついでに立ち入れんと言いますけれども、2年働いた人と夏休みじゃけえ7月25日からバイトに来た高校生と時給が同じなんですよ。したらその人どうです。市長、今ここのさっきのここのところなんかでも、200のいわゆる1年で200のボーナスがついてますけども、その方らボーナスもない昇給もない、きのう来た高校と時給が同じであって、それでも我慢してやとるんですよ。なおかつ、ことしの夏、去年の夏なんか、クーラーぱっぱっぱっお客がおらんかったから切られる、汗びっしょりになって休んだら、何しよるんなら、時給を払いよるんじゃけえ、しゃっしゃと仕事せいやというような、酷使されとるんですよ。

部長、ただきれいごとだけひらうんじゃなしに、実際を見きわめて、実労を見きわめて、対処してもらわんにゃ。

ただ600万円赤字で自分とこでやったから、随時でやってもらう。これもおかしいと思います。

もう少し、皆さんの意見を聞いて、これあなたのものではないんですよ。市民の財産なんですよこれ。

したら、やっぱりもう少し市民の意見とか、我々市民の代表しておる議員さんの意見とか、というものを多少なりとも聞き入れる耳を持って、もらいたいもんですね。

終わります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 指定管理者で、1,000万円毎年出しよりもよね。

ほいで、これ指定管理者のする以前、多分ロジは赤字じゃったんじゃないかと思うんだけど、今1,000万円出すのと、赤字とどうなんです、収支は。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） ちょっと意味が誤解しておりますかもしれませんが、要は、先日の全員協でも資料としてお出ししましたように、平成20年と22年、通年でいけるのが大体そこら辺の感じなんで、企業局あるいは第三セクターでやっていたときには大ざっぱにいうて4,700万円ぐらいの赤字であったと、これに関して今22年度の実績報告でいけば、企業努力によってと思いますけども、600万の赤字の中で抑えていただいておりますということなんです。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） ということは、江田島市が経営しよるときは、経営がへたじゃったけえ4,700万円、毎年毎年赤字じゃったんじゃないろう、ロジは。ほいで国民休暇村が経営したら600万円の赤字、1年で。

ほいで不思議なんじゃがね、赤字でも逃げずにやってくれるというのが、どうもよう納得できんのんじゃけど、その辺は、赤字でもやるわけ。

私は赤字じゃけえやめましたよとは、ほいじゃ5年間の契約、ことしで23年まで、あとまた5年間伸びるんじゃけど、そういうふうな契約になつとるから逃げていかんわ

けですか。ほいでまた5年間の延長きょう出とるわけやから。

赤字でもやってくれるというのが、どうも慈善団体かなあとって不思議でならんで、その辺どうなんです。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） 一応この5年間をやることに関しての内諾的なものは得ております。

ただ、今言われるように、それは休暇村の考えでありますので、私は今ここでどうのこうの言えませんが、それは見込みがあるからやっていただけるんだらうというように私は理解しております。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） これ最後なんですけど、ということは、今回ね、債務負担行為は5,000万円補正が出るわけなんですけど、補正というか指定管理者の条例が出るんじゃないけど、5年間は5,000万円、赤字になっても黒字になってもやるということなんですよね、これは、当然のことながら。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） 今も言っておるんですが、黒字になればですね、これ協定の中で、2分の1はこちらへ入る。その一例が去年の6月補正で1,500万の半分700万をいただいた例があるということで、ただ赤字になった場合の補てんはないということなんです、御理解をいただきたいと思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定するという賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

14時35分まで、休憩をします。

（休憩 14時23分）

（再開 14時37分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

議員の皆さんに申し上げます。

質疑とは、現に議題になっている事件に対しての疑問点を質するものでなければならぬので、御協力をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

日程第 1 1 議案第 6 2 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 1、議案第 6 2 号「平成 2 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 2 号）」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 6 2 号「平成 2 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 2 号）」でございます。

平成 2 3 年度江田島市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5, 3 8 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 8 億 6, 0 2 0 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第 6 2 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

明細書 2 2、2 3 ページをお願いいたします。

最初に歳入からです。

まず、1 5 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 8 5 3 万 1, 0 0 0 円の増額で、県介護基盤緊急整備等基金補助金の増額及び地域支え合い体制づくり補助金の減額に係る補正です。

3 目衛生費県補助金 1 4 0 万円の増額で、住宅用太陽光発電システム等普及促進及びスクールエコ活動支援への事業費補助です。

5 目農林水産業費県補助金 2 4 8 万 2, 0 0 0 円の増額で、企業参入農地再生事業補助金です。

次に 1 7 款寄附金、1 項寄附金は、社会福祉費寄附金として 1 0 0 万円の指定寄附をいただいておりますので、歳入として計上いたしております。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、3目ふるさと創生基金繰入金78万円と、5目灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金繰入金103万6,000円は基金の取り崩しでございます。

24、25ページをお願いいたします。

19款繰越金、1項繰越金は、前年度繰越金を1億3,319万4,000円増額計上いたしております。

次に、20款諸収入、4項貸付金元利収入56万6,000円の増額で、災害援護資金貸付金元利収入、5項受託事業収入411万1,000円の増額で、防潮扉の管理受託収入です。

次に、21款市債、1項市債70万円の増額で、道路整備事業に係る一般単独事業債です。

続いて歳出に移ります。

26、27ページをお願いいたします。

今回の歳出の補正の主な内容は、補助事業の採択に伴う事業費の補正及び普通建設事業費等です。

それと、人件費の補正といたしまして、4月の昇額分給与費、人事異動及び組織改編に伴う給与費関係予算の補正、退職手当組合負担金の増額などを、各款項目において補正計上いたしております。

その内訳につきましては、56、57ページの給与費明細書にお示しております。

それでは、人件費関係を除く主な補正につきまして説明いたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、灘尾弘吉先生顕彰像の清掃及び周辺植栽整備に伴う業務委託料です。

二つ飛びまして、32、33ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、市社会福祉協議会への補助金、国民健康保険特別会計繰出金及び災害時要援護者支援システム構築業務委託料の増額補正です。

3目老人福祉費は、介護保険特別会計繰出金の減額と地域支え合い体制づくり事業として、ふれあい生き生きサロンの拠点整備経費です。

続いて、34、35ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、3目保育園費は、鹿川、沖両保育園の施設修繕及び中町保育園の空調設備改修工事と広域入所委託料の増額補正です。

続いて36、37ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費は、県補助によります鹿川小学校への電力監視装置の設置及び住宅用太陽光発電システム設置補助金です。

続いて、38、39ページをお願いいたします。

2項清掃費、3目浄化センター管理費は、前処理施設整備に係る関連経費を計上いたしております。

続いて、40、41ページをお願いいたします。

10款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は、交流促進センターの雨漏り

修繕料を計上いたしております。

3目農業振興費は、新品目チャレンジ事業や市オリーブ振興協議会への補助金です。

5目農村整備費は、オリーブ参入企業補助金、農道改修及び転落防止柵等の工事費です。

続いて、42、43ページをお願いいたします。

2項林業費、4目林道事業費は、林道の修繕及び除草等の業務委託料です。

3項水産業費、2目水産業振興費は、漁船係留施設等の改修工事費です。

続いて、44、45ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、3目観光費は、大河ドラマ「平清盛」推進協議会負担金及び観光案内板設置工事費を計上いたしております。

続いて、46、47ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費は、江南交差点改良に伴う県負担金の増額計上です。

3項河川費、2目砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業要望3地区の関連設計委託料を計上いたしております。

4項港湾費、1目港湾管理費は、防潮扉開閉業務及び小用ウシイシ地区の埋立免許願書等作成業務の委託料です。

続いて、48、49ページをお願いいたします。

5項都市計画費、2目下水道事業費は、下水道使用料の改定等に伴います下水道事業会計の繰出金の減額補正です。

3目都市下水路費は、外海ポンプ場及び中田排水機場等の設備改修工事費です。

4目公園費は、江田島公園等の維持修繕工事費です。

一つ飛んで52、53ページをお願いいたします。

12款公債費、1項公債費、1目元金は、災害援護資金貸付金及び学校施設事業債の繰り上げ償還費です。

続いて、54、55ページをお願いいたします。

13款諸支出金、2項、1目公営企業費は、交通船事業会計への繰出金です。

なお、56、57ページに給与費明細書、58ページに債務負担行為の支出予定額調書、59ページに地方債の見込みに関する調書をお示ししております。

それでは申しわけありません。

予算書5ページにお戻りいただきますでしょうか。

予算書5ページ、第2表 債務負担行為補正。追加といたしまして、市例規集加除業務委託及び県道維持修繕（路面環境保全）業務委託の追加をお願いいたしております。

次に6ページ、第3表 地方債補正。変更といたしまして、一般単独事業債、合併特例事業、道路整備事業県負担金の変更をお願いいたしております。

以上で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,380万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億6,020万円とする一般会計補正予算、第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） まず5ページの債務負担行為の追加であります、市例規集加除業務委託、24年度から5年間で約3,000万、年間600万であります、これはなんか随契のようなことで決めよんですかね、この辺入札せずにはね。ちょっとこれよくわからないので、そのへんをお聞きしたいんですが、600万という数字もちょっと多いんじゃないかなと思うんですが、お伺いいたします。

それから27ページの2款総務費、総務管理費の中の、002の1番下の市町総合事務組合負担金、職員退職手当分、これなんか定年を待たずに早期に退職される方が多いので、追加をされるということなんですが、この早くやめる理由ですよ、何で辞められるのか、職場がおもしろくないのか、副市長がいじめるんか、ようわからんのですが、そこら辺を理由をお伺いいたします。

それから33ページの社会福祉費の中の007の災害時要援護者支援システム構築業務委託料300万であります、これは何か身障の方とか、高齢者がね、どこにいるかいうのをこの地図に載せて、災害時にすぐ助けに行かれるようないうことのシステムをつくるということらしいんですが、これ消防との対応をされとるんかどうか、お伺いいたします。

それから35ページの保育園費で、工事請負費が799万3,000円ありますが、これ中町保育園のエアコンを取り替えるいうんですが、これ800万近いのは、ちょっと多いすぎるんじゃないかと思うんですが、お伺いいたします。

それから37ページの環境衛生費の中の工事請負費70万、これはスクールエコ活動の「見える化」いうんですかね、鹿川小学校でモニターみたいなものをやられるいうんですが、もうちょっと具体的な説明をお願いいたします。

それから39ページの浄化センター管理費の中で、鹿川浄水場取水等負担金390万円というのがありますが、これは鹿川水源地の水を引っ張る経費だと聞いとるんですが、鹿川の浄水場の水ですが、何か少ないような気がするんですよ。源水高で足りるんかどうかですよ。飲む水を使いよったら、とてもじゃないが経費がかすみますんでね。その水の量は大丈夫なのか、お伺いいたします。

それから41ページの農業振興費で、新品目チャレンジ事業補助金とか振興品目品質確保補助金、市オリーブ振興協議会補助金、どんどん補助金を出されるようなんですが、これ功を奏するような補助金なんか、お伺いいたします。

それから、その下の農村整備費の中で、企業参入農地再生事業補助金248万2,000円。これもまたオリーブの何かやるような話なんですがね。補助金がどんどん使われるようなんですが、それぞれ功を奏するような補助金なんか、お伺いいたします。

それから、その下の006の畑総維持管理事業費に204万円、これは三高ダムのフェンスやるいうんですが、あそこにはあるように思うんですが、お伺いいたします。

それから、43ページの水産業施設維持管理事業費の中で、水産業施設修繕補助金

151万4,000円、これは鹿川のクレーンの補助じゃいうんですが、どのぐらいの補助金、何パーセントの補助金を出されるのか、お伺いします。

それから47ページの港湾費の中の港湾維持管理運営事業費で、埋め立て免許願書等作成業務委託料619万5,000円であります。このなんか小用開発の水産加工施設をつくるための埋立申請じゃいうんですが、水産加工施設なのか予定になかったと思うんですが、お伺いいたします。

それから、53ページの公債費の中の市債元金償還金428万4,000円ですが、その内28万4,000円、災害の償還だろうと思うんですが、この400万は、学校の耐震化工事の借り入れが何か多すぎて、還すんじゃない、これもおかしいことですよね。どういうことなのか、お伺いします。

最後に、このたび、被災地へ災害派遣、教育委員会の方から5人ほど教員が行かれるということですが、この費用は何か予備費で組んどの、何で補正で組まんのですか。お伺いします。

以上です。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） まず、5ページの債務負担行為の部分ですけれども、例規集の加除につきましては、合併時から単年契約で委託契約をしておりましたけども、複数年契約の方が安価となるため、24年度から5年間の委託契約をすることにいたしました。そのために、今年中に業者を決める必要がありますので、その事前準備、入札なんですけども、これを行う必要がありますので、このたび、債務負担行為を設定いたしました。

続いて、27ページの市町村総合事務組合負担金の件なんですけども、これは議員さん御指摘のとおり、これは調整特別負担金といいまして、江田島市が納付した退職手当負担金と総合事務組合が退職手当を支給した額を比較いたしまして、総合事務組合の方が支給した退職金の方が多かったんで、その不足分を調整負担分として納付するものです。先ほど理由として御指摘いただきましたように、これは勸奨退職、いわゆる早期退職が増えた関係なんですけども、これは別に副市長がいじめるからというんでなくて、職業選択の自由ということで、そういうことであります。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 33ページの社会福祉費の地域支え合い体制づくりの中の災害時の要援護者支援システムの関係で300万円の増額補正ですけれども、これは、今までは各担当から、例えば障害者の等級とかいうのを担当者が打って、それを紙ベースでうちが貰って、社会福祉課が貰って、それを入力していたわけなんですけども、今度それが担当者が打ってもらったものが、そのまま反映できるようなシステムにしましょう。それが今度地図にも落とせるようにシステムにします。そのために300万の委託料というものでございます。

それと、35ページ、保育園の工事請負費799万3,000円の増額補正でございますけれども、これは、遊戯室と保育室の4部屋、このたび改修するというものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 川崎市民生活部長。

○市民生活部長（川崎純司君） それでは37ページ、環境衛生費でございます。

環境衛生一般事業の学校のスクールエコ活動についてでございます。

これは、今年度、県の単独事業でございます。目的としましては、学校、家庭、事業者等によるCO₂の排出量削減のための省エネ活動への理解と実践行動の拡大を図るということで、このたび校長会の方に要請したところ、鹿川小学校の方が手を挙げましたので、そちらの方へ設置することになったのでございまして、電力の監視装置と、これが省エネナビというものですが、その「見える化事業」ということでの機器の設置工事70万円を計上しております。これは県の事業で10分の10の補助があります。

それから、39ページ、浄化センター管理費の鹿川浄水の取水等の負担金、これにつきましては、今のところ鹿川の水を使うということでやっております。その水量については、何とか確保できるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 今の市民生活部長の補足をいたします。

鹿川浄水場の取水等の関係でございますが、鹿川浄水場におきましては、認可を受けて、日最大500トンの浄水ができるような能力を持っておりまして、今回の希釈水用に使う水、日最大250トンということで、契約といたしますか、上限を設けておりまして、十分その水量については、十分協議の中で送れるだろうということで、そういう契約を結んでおります。

以上です。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） それでは41ページの新品目チャレンジ補助事業から江田島市オリーブ振興協議会設立補助金というところまでの中です。これは6月20日にいよいよオリーブ振興を本格化するために、オリーブ振興協議会というものをつくりました。その中でオリーブをもっともっと普及するために、当初予算で100万はありましたけども、新たに新品目チャレンジの中でオリーブ普及のために78万円、これを増額補正をさしていただくものです。

それと、振興品目品質確保補助金とは、これはイチヂク等の振興が大分盛んになりまして、その保管場所をつくらにやいかんという中でですね、これは農協とタイアップすることによって、その保冷庫をつくるということで2分の1の補助をさしていただくものです。

その次に、オリーブ振興協議会の方は、今言いましたように展示ほ場を新たに沖美町につくるということと講習会その他もろもろの事業をやりますので、193万5,000円ほどの増額補正をさしていただくものです。

それで参入企業農地再生事業補助金とは、これは、県からストレートに企業へ算入をされる振興をする農地の対して補助でありまして、これは100%の補助です。これについては、生産者3社おりますけども、それと振興協議会一部を入れて、これをやっ

ていくということです。

続きまして、三高ダムのフェンスですけれども、これは管理棟がえん堤の下にあるんですが、ここがイノシシの被害に相当やられておりますので、ここを管理棟を守るためのフェンスを約100メートルほど、我々の方でやらしていただいて、対岸の方は水道の方がタイアップしてやるように計画はなっております。

その次は、水産振興の修繕補助ですけれども、今、議員は鹿川漁具倉庫クレーンのみを言われましたけれども、ここには、ほか3件の補助を入れて行っております。決してそのクレーンだけではありません。その中には、一つとして漁港灯という設置補助もあるわけなんですけれども、これは漁船保険の方から4分の3の補助が出るということで、我々の方から残り4分の1の補助をするというようなものも含まれています。

クレーンの分につきましては、鹿川港の改修工事を県がやりますので、これに合わせて、クレーンの高さを調整しなければならないということで漁協主体でやっていただくということで補助率は100%として行っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 47ページの埋立免許願書等作成業務委託料についてのお尋ねでございました。

小用地区開発につきましては、6月2日の全員協議会の中で、現在、国道487号と小用港の埋立事業につきまして、事前審査の協議を行っておりますということでお知らせしておりましたけれども、その事前審査の中で、もともとの国道の事業に伴って、移転対象となる家屋の移転先地として埋め立てを計画しておりました土地がございました。江田島造船の旧跡地の近接地でございますけれども、その埋め立てにつきまして、従来は、住宅用地として計画をしておりましたけれども、以前の事業見直しの中で、住宅については、既に充足しているので、これは住宅移転先地としては見直してくださいというお話がございましたので、今は県とか関係機関との協議の中で、水産加工場用地として位置づけができないかということで、協議を行っているところでございます。地元の漁協の方からも、若干御要望もいただいている状況でございますので、事前協議の中でですね、可能性について詰めていきたいというふうに考えております。

それで、この埋立免許願書等作成業務委託につきましては、県とそれから県の道路、県の公安それから市の三者における共同の事業となっておりますので、役割分担をする中で、市が埋立願書の本免許の申請のための願書作成業務として、今年度補正でお願いするものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 久保財政課長。

○財政課長（久保和秀君） 52ページをお開きください。

52ページの公債費なんですけれども、53ページに詳細がありまして、その説明をさせていただきます。

償還金利子及び割引料428万4,000円なんですけれども、そのうち28万4,000円につきましては、昨年災害があった方からの、歳入先ほどありましたように、

半額の28万4,000円、残り400万円について何かという御質問だったと思うんですけども、これにつきましては、21、22年度におきまして、大柿中学校の南校舎と、それから柿浦小学校の体育館の耐震の工事を行いました。それで、お金としましては4,000万余りの起債をお借りしたんですけども、これにつきましては、借入が繰り越した事業ということで、ほぼ完成という形で旧大蔵省からお金を借りたわけなんですけれども、ほぼ完成という形というのは95%ぐらいを超えとったらほぼ完成ということでお金を貸していただくんですけども、工事の最後に精査を行った際に、原材料費が予定額より安く入ったこと等によりまして減少したために、超充当となったんで、400万円をお返しするというものでございます。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 教員の被災地への学校訪問の件なんですけど、今回の補正予算の締め切りが8月18日で締め切りしておりました。それで積み上げてきておったんですけど、その後、今の気仙沼の教育委員会といろいろ協議を重ねていく中で、補正の方へ、今回の補正へ入れることができませんでしたので、予備費で対応させていただいたような経緯です。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） あんまり予備費使わんように、なるべく補正出してもらわんがね、やっぱり審議できますからね。

一つだけお聞きしたいんですけど、47ページの埋立免許願書等作成業務ですが、水産加工場というのは私は初めて聞くんですけど、最初から小用港のこれらの計画はないんですよ。おかしいじゃない。いつ決まったんですか、水産加工場。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） まだ決定している状況ではなくてですね、先ほどもお話ししましたように、埋立道路と陸に挟まれた埋立地の部分になるんですけども、そこを有効活用するために、どのような土地利用があるかなということで、現在、関係機関と調整中ということでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 24ページの繰越金1億3,000万。その次の25ページの一般単独事業債70万があるんですけどね、これどうもようわからんのよ。1億3,000万も繰越金があるのに、70万の起債をおこさんでもいいんじゃないか思います。そのへん詳しく説明してください。

それから、33ページの先ほど山木議員が聞いて、どうもちょっと納得できないんですけど、地域支え合い体制づくり事業費の委託料300万円ですが、地図がパソコン上に出るような、そういうソフトを組み込むとか言いよるんですけど、地図が出ても誰が助けに行くんかいうのを、ちょっと説明がなかったから、これを再度説明してください。

それから、6目環境衛生費の37ページに住宅用太陽光発電システムの普及促進事業費に70万あるんですが、これは確か当初予算で300万か200なんぼ出とった思うんじゃないけど、これがもう既になくなって、今回のこの補正を組んだんか、そのぐらい普及がしとるということなんかどうか。

それから、先ほどの説明がありました但新品目チャレンジ。41ページになりますが、新品目チャレンジで、いろいろカボチャとかオリーブとかイチヂクとかあるわけなんですよ。私もカボチャに一口かんどるんじゃないけど、これの状況よね、今の。どういうふうになっとるか把握しておりますか。それをちょっと説明してもらいたい。

次の50ページの教育費の中で、いわゆる江田島幼稚園が廃園に来年なりますが、学校の職員の配転等は、スムーズにいとるんかどうか。

以上です。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 25ページの一般単独事業債のことについてのお尋ねですが、この事業の歳出といたしましては、47ページの道路新設改良費の中の道路新設改良事業県負担金に充てるものになっております。

江南交差点におきまして、県における事業費の増額がございました。それによる、10分の1の市負担金がございます、それに76万円のうち市費を、市債によりまして70万円を充てるものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それでは37ページ、住宅用太陽光発電システム等普及促進事業費補助金、10基このたび増額しております。現在6月までの申し込みが17件となっておりまして、昨年度の実績に比へまして、これぐらいは用意しとんと足りないんじゃないかということで、10基増額分を補正させていただきました。

以上です。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） 新品目チャレンジの状況ということであったと思うんですけども、今手持ちにはその正確な数字を持っておりませんが、ここで補正するのは、あくまでもオリーブの購入費を補正させていただくというのはですね、来年2月に、オリーブ振興協議会が主として約1,500本を目途にやらしていただくための補正であって、ただ、今の新品目チャレンジほかいろんなチャレンジ品目のことを、今申請をいただいておりますけど、有害鳥獣の柵とかですね、新品目については4、5件のような記憶があります。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 33ページの援護者のシステムの委託料の件ですけれども、これつくった後に誰が助けに行くんかという質問だったと思うんですけど、それでよろしいでしょうか。

まだこれは申請を出してもらってですね、例えば近所のどなたに助けてもらうかという、そういうものを、まず今出してもらっている最中です。

それが出てきた時点で、また、個人情報に関係で審査会に諮って、それからのことになると思っております。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 江田島幼稚園の人事のことですが、この江田島幼稚園の職員は市費職員でございます、保育士さんでございます、関係の市長部局と連携しながら円滑に進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） 建設部長、70万わかるんよ借りるのはね。私は別に1億3,000万もあるのに起債をおこさんでもいいじゃないか、それどうしておこすんかいうのを聞きよる。借りますいうのはここへ書いてあるんだからわかるんじゃないけど、どうして借りるかいうのを聞きよるのであって。

福祉部長、これはまだ出来たこれから決めるんじゃないね。それが、何か民生委員も、これは災害になったときに、5人も10人もなかなか自分がどうやって逃げようかというのに大変じゃないかなっていう、そういう声があるからちょっとどうなんかなあ思うて聞いたんで、以上です。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 70万は0からの70万ではございませんで、もともと6ページを見ていただければと思うんですけれども、道路整備事業費県負担金に230万ほど充てた中で、道路事業費がふえましたので、プラスアルファで70万を補正していただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 民生委員さんが把握されているんですこの名簿は。民生委員さん1人が助けることは当然不可能です。ですから個人個人が、こういう時にどなたに助けてもらいますかというのをですね、とりあえず出してもらって、出せる方は出してもらって、そうでない方はまたこの市の方で協議しながら、だれに助けてもらうのが1番いいのかというのを協議しながら図って行って、その方法を決めていきたいというふうに思っております。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 6 3 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 2、議案第 6 3 号「平成 2 3 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 6 3 号「平成 2 3 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

平成 2 3 年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 3 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 億 3, 7 3 0 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第 6 3 号の説明をします。

このたびの補正は、人事異動による人件費の補正と国保連合会の事業に伴うシステム改修費の補正を行うものです。

はじめに歳出について説明します。

6 6、6 7 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目 2 節給料、2 0 0 万円の増額補正。その下、3 節職員手当等、8 5 万円の増額補正。その下、4 節共済費、6 5 万円の増額補正。計 3 5 0 万円の職員給与費は、人事異動による不足分の補正です。

その下、1 3 節委託料 2 8 0 万円の増額補正は、国保連合会事業に伴うシステム改修委託料です。

次に、その財源について説明します。

6 4、6 5 ページをお願いします。

上の段、3 款 2 項 1 目 2 節特別調整交付金 2 8 0 万円の増額補正、これは国保連合会事業に伴うシステム改修費の補助金です。全額補助になっております。

その下、9 款 1 項 1 目一般会計繰入金、2 節職員給与費等繰入金 3 5 0 万円の増額補正。これは、職員給与費等繰入金、人件費分です。

以上で説明を終わります。

- 議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 6 4 号

- 議長（上田 正君） 日程第 1 3、議案第 6 4 号「平成 2 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。
田中市長。

- 市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 6 4 号「平成 2 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

平成 2 3 年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 2 7 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2 億 2, 3 2 7 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

- 議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

- 福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第 6 4 号の説明をします。

このたびの補正は、主なものは前年度介護給付費負担金等の返還金の補正と人事異

動による人件費の補正を行うものです。

はじめに歳出の主なものについて説明します。

80、81ページをお願いします。

上から2段目、7款2項3目23節償還金利子及び割引料、1,143万2,000円の増額補正。これは平成22年度精算による介護給付費に係る国庫等負担金の返還金です。

78、79ページをお願いします。

1番上、1款1項1目2節給料、160万円の減額補正。その下、3節職員手当等、141万円の減額補正。その下、4節共済費50万円の減額補正。計351万円の減額補正である職員給与費は、人事異動により減額補正をするものです。

その下、4款1項1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金118万8,000円の増額補正。これは介護給付費県負担金過年度分が追加交付をされたために積み立てるものです。

次に、財源の主なものについて説明します。

76、77ページをお願いします。

8款1項1目1節繰越金、1,143万2,000円の増額補正。これは前年度繰越金です。

74、75ページをお願いします。

上から3段目、5款1項1目介護給付費負担金、2節過年度分122万円の増額補正。これは、介護給付費県負担金の平成22年度精算による追加交付分です。

1番下、7款1項一般会計繰入金、4目1節職員給与費繰入金、351万円の減額補正。これは、人事異動による人件費の減額補正です。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 76ページと77ページに繰越金がありますよね。この処理はどのようにされとるんですか。

それと、基金というのは大体どれぐらいが適正なんですか。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） どのように処理と言いますと、どういけばいいですかね。このたび、繰越金自体はこれより多いわけなんですけれども、これだけ該当すればここ財源の不足部分を賄うということで、1,143万2,000円を持ってきとるというものでございます。

基金の積み立ての適当な金額は別に定めはございません。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 6 5 号

○議長(上田 正君) 日程第 1 4、議案第 6 5 号「平成 2 3 年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 6 5 号「平成 2 3 年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)」でございます。

平成 2 3 年度江田島市の介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

債務負担行為の補正。

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長(徳永信幸君) 議案第 6 5 号の説明をいたします。

このたびの補正は、公用車の導入時期変更によりリース期間を変更したため補正をするものです。

1 6 ページをお願いします。

公用車賃借料、補正前、平成 2 4 年度から平成 2 7 年度まで、限度額 9 6 万円。これを補正後、平成 2 4 年度から平成 2 8 年度まで、1 1 4 万円に変更するものです。

以上で説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君）　これは何で変更したんかいね。

当初予算組んどったがね、何でか。

○議長（上田 正君）　徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君）　23年度の4月から一応リースしようと思ったわけですが、4月からリースすることは、はなからだめだったらしいですね、たぶん2カ月くらいかかるそうです。ですから、6月ぐらいからにしとけばよかったんじゃないかと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長（上田 正君）　ほかにありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君）　よくわからんのですけどね、この債務負担行為で114万円ほど5年間、これ114万円を債務負担行為せんでも、毎年毎年の予算で上げることはできんのですか。

○議長（上田 正君）　徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君）　契約は5年間となっております。そのため債務負担行為を起こすことになります。

4月からできれば27年度で終わるわけですが、遅れたために28年度に回るとのことでございます。

以上です。

○議長（上田 正君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

15時45分まで休憩します。

（休憩15時37分）

（再開15時46分）

○議長（上田 正君）　休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第 1 5 議案第 6 6 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 5、議案第 6 6 号「平成 2 3 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 6 6 号「平成 2 3 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

平成 2 3 年度江田島市の宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為。

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本 三郎君） 議案第 6 6 号について説明いたします。

1 8 ページをお開きください。

第 1 表 債務負担行為に関する補正です。

先ほど議決いただきました公の施設の指定管理者の指定に基づき、国民宿舎能美海上ロッジほか 2 施設を、平成 2 4 年度から平成 2 8 年度までの 5 年間の指定管理委託として 5, 0 0 0 万円を上限として計上するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 67 号

○議長（上田 正君） 日程第 16、議案第 67 号「平成 23 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 67 号「平成 23 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 説明に先立ちましておわびを申し上げます。

今回の補正予算で訂正が発生してしまいました。訂正の内容は、昨日お配りした平成 23 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の訂正についてでございます。今後作成に当たりましてはチェックを強化し、慎重に精査し、誤りのないように努めてまいります。申しわけございませんでした。

それでは、議案第 67 号、平成 23 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条 平成 23 年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 23 年度江田島市下水道事業会計予算（以下は予算という）第 3 条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入についてですが、第 1 款下水道事業収益の第 1 項営業収益を 3 1 5 万 7, 0 0 0 円の減額補正、第 2 項営業外収益を 1, 4 0 5 万 3, 0 0 0 円の増額補正を行いまして、第 1 款下水道事業収益の補正後、合計額を 8 億 8, 7 0 8 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

次に支出について、第 1 款下水道事業費用の第 1 項営業費用を 8 4 2 万円の増額補正、第 2 項営業外費用を 2 4 7 万 6, 0 0 0 円の増額補正を行いまして、第 1 款下水道事業費用の補正後合計額を 8 億 8, 7 0 8 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 1, 8 2 8 万 6, 0 0 0 円を、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 3 億 1, 6 1 1 万 9, 0 0 0 円に、当年度分損益勘定留保資金 3 億 1, 6 8 5 万 4, 0 0 0 円を当年度分損益勘定留保資金 3 億 1, 4 6 8 万 7, 0 0 0 円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入について、第 1 款資本的収入の第 1 項を出資金を 3, 1 9 0 万 5, 0 0 0 円の

減額、第2項負担金を2,371万8,000円の増額補正を行いまして、第1款資本的収入の補正後合計額を8億5,765万9,000円とするものです。

次に支出について、第1款資本的支出の第1項建設改良費を1,035万4,000円の減額補正を行いまして、第1款資本的支出の補正後合計額を11億7,377万8,000円とするものです。

内容の主なものについては3ページ、実施計画の収益的収入及び支出をお開きください。

まず、下段の支出の表をごらんください。

第1款、第1項、第1目管渠費については、中央処理区のマンホールポンプが故障し、緊急的に取りかえる必要が生じたため、増額補正するものでございます。

次に、第3目普及促進費については、人事異動に伴い関連する経費の増減があったこと、それから区域外からの下水道の接続について、補助を行うことについて、増額補正するものでございます。

第4目総係費については、人事異動に伴い関連する経費の増減があること、それから下水道課移転に伴う経費を支出したことなどにより増額補正するものでございます。

第2項、第2目消費税及び地方消費税は、前年度精査において、消費税対象となった経費が発生したことにより増額補正するものでございます。

これらにより、第1款下水道事業費用は、合計8億8,708万4,000円となります。

次に、上段の収入の表でございます。

第1款、第1項、第1目下水道使用料及び第2目の農業集落排水使用料は、6月定例会で議決いただいた下水道料金の改定により見込まれる使用料金収入の増額補正でございます。

第2項、第3目の一般会計負担金は、元金償還金にかかる一般会計負担金を資本的収入に組みかえたことによる減額補正でございます。

第2項、第2目一般会計補助金は、ただいまの営業収益の減額と、下段の下水道事業費用の増額による一般会計補助金の増額補正でございます。

これらにより、第1款下水道事業収益は合計8億8,708万4,000円となります。

次に、4ページ、資本的収入及び支出をお開きください。

まず、下段の支出の表をごらんください。

これらの補正は、人事異動に伴い関連する経費の増減を補正するものでございます。

次に、上段の収入の表でございます。

第1款、第2項、第1目一般会計出資金は、下段の建設改良費の減額及び一般会計負担金の増額に関連する一般会計出資金の減額でございます。

第1款、第4項、第1目一般会計負担金は、先ほど3ページで御説明した元金償還金に係る一般会計負担金を資本的収入に組みかえたことなどによる増額補正でございます。

次に、1ページに戻っていただきまして、下の方の第4条でございます。

第4条 予算第4条の次に次の1条を加えます。

また、2ページをごらんください。

第5条、第6条により、職員給与費及び一般会計補助金を改めます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 1ページの4条ですが、打切決算によりまして、未収金が発生しとるわけですがね、8,784万7,000円、この内訳は何でしょう。

○議長（上田 正君） 暫時休憩します。

（休憩15時59分）

（再開16時00分）

○議長（上田 正君） 再開します。

ほかにありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） このたび下水道事業が江田島庁舎に移ったわけでございますが、人員は何名減ったんですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 現在のところ人員はそのまま移行しております。

減員はございません。

以上です。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 減員がない体制でやっとするのであれば、お願いがあるんですが、高田の潮間の守りをしておる人から、ポンプが壊れたということで、役所の方へお願いをしたら、きょうは移動しとるから、そういうことはできませんというふうに返事しとるんですが、役所の移動は、役所の勝手じゃないですか。潮間の守りをしとる人は、一生懸命やっとするんです。そういう人に対して、我々移動しとるからそういうことはできませんというような返答をしないようにしてください。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 68 号

○議長（上田 正君） 日程第 17、議案第 68 号「平成 23 年江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 68 号「平成 23 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 議案第 68 号、平成 23 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

1 ページをお開きください。

第 1 条 平成 23 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 23 年度江田島市交通船事業会計予算（以下、予算という）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず収入ですが、第 1 款汽船事業収益の第 2 項営業外収益を 3, 811 万 2, 000 円の増額補正を行い、第 1 款汽船事業収益の合計額を 4 億 9, 175 万 7, 000 円とするものです。

次に、支出ですが、第 1 款汽船事業費用の第 1 項営業費用を 3, 811 万 2, 000 円の増額補正を行い、第 1 款汽船事業費用の合計額を第 5 億 6, 706 万 3, 000 円とするものです。

今回の補正の主な内容は、現在、燃料費の高騰、それから高止まりによる費用を増大に伴い、繰り入れをお願いするものでございます。

実施計画は 3 ページに、資金計画及び費用別内訳は 4 ページ、5 ページに記してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） 局長にお尋ねしますが、燃料は軽油が今リッター幾らで入っているのか。

どういう形で、入札方法をしとるのか教えていただけませんか。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 今現在、これ取引税等を抜きで、消費税抜きで84円でございます。

入札につきましては、3カ月に1回、現在、8業者による競争入札を実施して、最低落札者から仕入れるという形で行っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 後で結構でございますので、8業者の名前を教えてください。

というのは、今現在軽油を納めとる業者が談合しておるように思うんですが、そういうことはございませんか。

いろいろ巷の話によると、今度は何円でいこうや何円でいこうやという相談をしながら入札をしておるようにやに聞いとるんですが、そこらあたりはそういうこともございませんか。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） そういうことを決してないというふうに思っております。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 企業局長がないというだけで、そういうことがなければ何故そんな噂が出るとお思いますか。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 噂の出所は私承知しませんが、それを防ぐということで、本年度も入札事業者を拡大したという経緯もございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 5ページが一番下なんですが、高速客歩金が1,200万ぐらい増額支出になつとるわけですが、やっぱりこれは聞いとかんにゃいけんもんで、お伺いたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） これにつきましては年度当初、御承知のとおり、フェリーを廃止をいたしました。そのフェリーの廃止に伴い、フェリー分の歩金を割愛、省略を当初させていただいております。このたび、いわゆるフェリーにかかわる歩金に、これ売上に応じてお支払するんですけども、海運の方から、とてもじゃないが、事業運営ができないということで、高速歩金のいわゆる上積み分の要請がございました。我々もそこら辺の事情を勘案いたしまして、要するに、フェリーで6便廃止をしたんですけども、高速艇は7便増と、実質27便で運航しております。そこらの事情もあって、海運の方から、どうしてもやれないと、高速歩金の上積み分という要請がございまして、これやむを得ず、そういうことで、今回の補正を出したということでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今、山木議員が質問された件で、ちょっと今の上積みの件よくわからないので、今の再度教えてください。

その上積みというのは、言ってみれば、高速艇のこれは歩金というのは売上に対して何パーセントということだと思えるですけれども、このパーセンテージを上げたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 協議の中で、いわゆるこの歩金のパーセンテージでは運営できない。極端に言うと店じまいをしたいということでございます。

要するに、今胡子議員から質問があったように、歩金を何%から何%に上積みしたと、具体的な数字はここでは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第69号

○議長（上田 正君） 日程第18、議案第69号「平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第69号「平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 議案第69号、平成23年度江田島市水道事業会計補正予算、第1号について説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1条 平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度江田島市水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入ですが、第1款水道事業収益の第1項営業収益を520万円の増額補正を行い、第1款水道事業収益の合計額を8億5,745万6,000円とするものでございます。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の第1項営業費用を1,481万1,000円の減額補正を行い、第1款水道事業費用の合計額を8億2,357万5,000円とするものでございます。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し足する額2億1,740万8,000円を、2億1,784万8,000円に、当年度損益勘定留保資金1億2,328万5,000円を、1億2,372万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出について。第1款資本的支出の第1項建設改良費を44万円の増額補正を行い、第1款資本的支出の合計額を3億5,103万1,000円とするものでございます。

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めます。職員給与費ですが、1,437万1,000円の減額補正を行い、その合計額を1億3,950万円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、職員の人事異動に伴う給与費の補正と、先ほど一般会計でも補正でございましたように、浄化センターへの希釈水、送水設備の管理等に伴う負担金増によるものでございます。

実施計画は3ページに、資金計画は4ページ、給与明細書及び費目別内訳書は5ページ、6ページ、7ページに、それぞれ記してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） 今この予算書では、1,481万1,000円減額になっとなるんですが、水道といえどもどうしても金があるところで、減額になるのが不思議でかわんのんですが、何でこれだけの減額になったのか教えてください。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） これ我々本意ではないんですが、人事異動によりまして、4月に定年退職者2名おります。それがそのまま退職者不補充ということで、職員減に

よるものでございます。人件費でございます。職員2名減による人件費の減でございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（上田 正君） 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会をします。

なお、明日9月16日から9月21日までは休会とし、三日目は、9月22日午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

（散会 16時16分）